

平成29年度
久留米市障害者地域生活支援協議会
第1回 障害者計画等策定検討部会 次第

【日時】平成29年8月10日（木）13：30～

【会場】久留米市庁舎 305会議室

1. 挨拶

2. 部会長の設置

3. 説明

(1) 説明1 障害者（児）生活実態調査について

(2) 説明2 障害者施策の動向

4. 議事

(1) 議事1 次期「久留米市障害者計画」等の策定について

5. その他

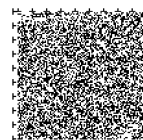
説明 1

障害者（児）生活実態調査について

久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書（概要版）

平成29年3月

久留米市



I 調査の概要

1 調査の目的

障害者の生活実態やニーズを把握し、第3期久留米市障害者計画、第5期久留米市障害福祉計画及び第1期久留米市障害児福祉計画の策定の基礎資料とするために、障害者の生活実態等の調査をしました。

2 調査の設計

○調査地域

久留米市全域

○調査対象者

【調査票A（3障害）】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療（精神通院制度）の利用者

【調査票B（難病）】特定疾患医療受給者証の所持者（身体障害者手帳所持者を除く）

【調査票C（発達）】発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者

○標本数

【調査票A（3障害）】3,900人

【調査票B（難病）】400人

【調査票C（発達）】400人

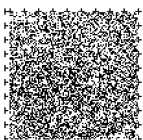
○抽出方法

【調査票A（3障害）】身体障害者手帳所持者について、65歳以上の比率を久留米市の人口比率（22.5%）と同率になるようにし、障害部位別の構成比率が抽出後も同率となるように留意し、2,600サンプルを無作為抽出。

療育手帳所持者について、障害程度の構成比率が抽出後も同率となるように留意し、400サンプルを無作為抽出。

精神障害者保健福祉手帳所持者について、等級別の構成比率が抽出後も同率となるように留意し、600サンプルを無作為抽出。

自立支援医療（精神通院医療制度）利用者について、300サンプルを無作為抽出。



【調査票B（難 病）】 特定疾患治療研究事業利用者から身体障害者手帳所持者を除いた 400 サンプルを無作為抽出。

【調査票C（発 達）】 幼児教育研究所または通級指導教室を利用している子ども 400 人を対象。

○調査方法

【調査票A（3障害）】 郵送による配布及び回収

【調査票B（難 病）】 郵送による配布及び回収

【調査票C（発 達）】 機関を通じた配布及び郵送による回収

○調査期間

【調査票A（3障害）】 平成 29 年 2 月 3 日～平成 29 年 2 月 20 日
(点字版は 3 月 6 日まで)

【調査票B（難 病）】 平成 29 年 2 月 3 日～平成 29 年 2 月 20 日

【調査票C（発 達）】 平成 29 年 1 月 31 日～平成 29 年 2 月 13 日

3 回収結果

種 別	標 本 数	配 布 数 [※]	有効回収数	回 収 率
調査票A（3障害）	3,900	3,862	1,890	48.9%
調査票B（難 病）	400	400	269	67.3%
調査票C（発 達）	400	328	201	61.3%

※ 調査対象者の抽出後に死亡、転居その他の理由で対象者に届かなかったものを除いた数

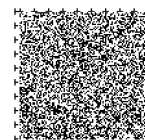
4 調査票作成及び調査結果考察の検討体制

この調査に用いた調査票の作成及び調査結果の考察にあたっては、「久留米市障害者地域生活支援協議会（実態調査検討部会）」（※）で審議し検討を行いました。

※「久留米市障害者地域生活支援協議会」とは

障害者総合支援法第 89 条の 3 の規定により、障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者等の関係機関等により構成される協議会として、久留米市が設置している協議会です。

今回の実態調査がより有益なものとなるよう、調査内容の検討及び調査結果の分析を行うため、この協議会の専門部会の 1 つとして、実態調査検討部会を設けました。



Ⅱ 調査結果の概要

【調査票A（3障害）】身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、自立支援医療（精神通院制度）の利用者

【調査票B（難病）】特定疾患医療受給者証の所持者（身体障害者手帳所持者を除く）

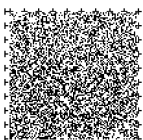
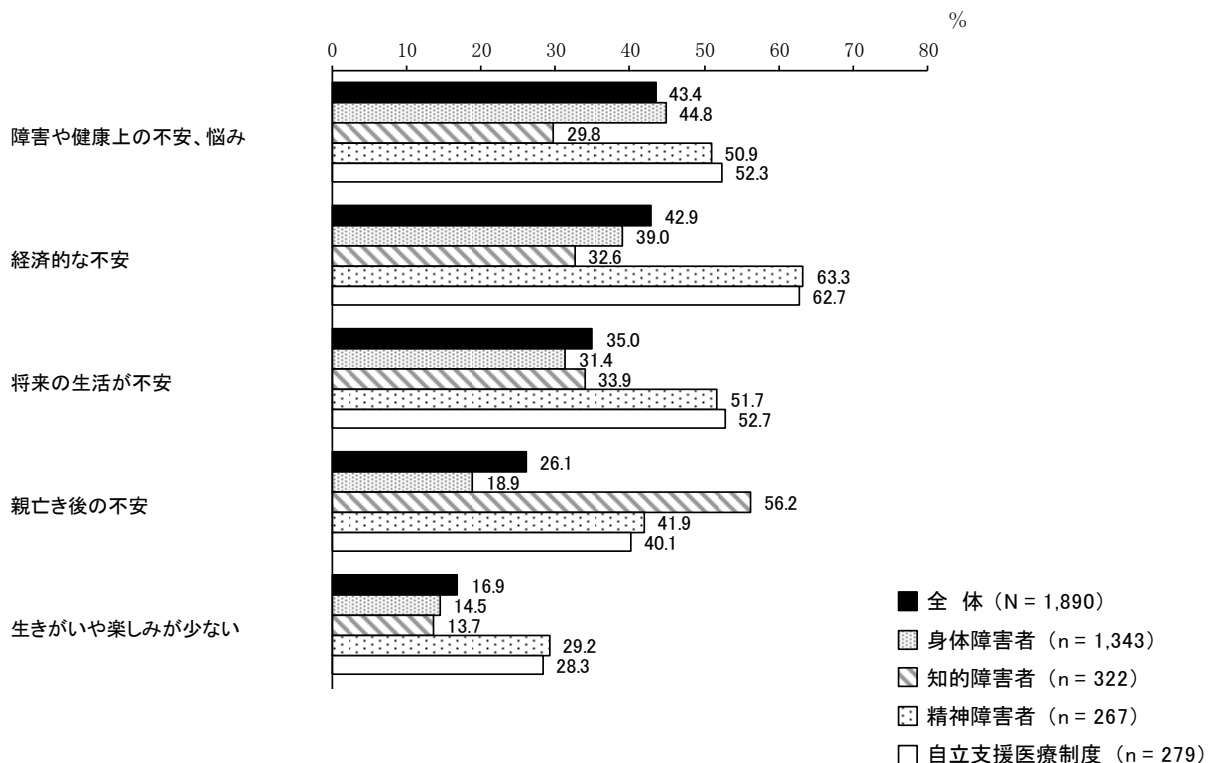
【調査票C（発達）】発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者

1 生活上の困りごとや相談相手について

【調査票A（3障害）問24】

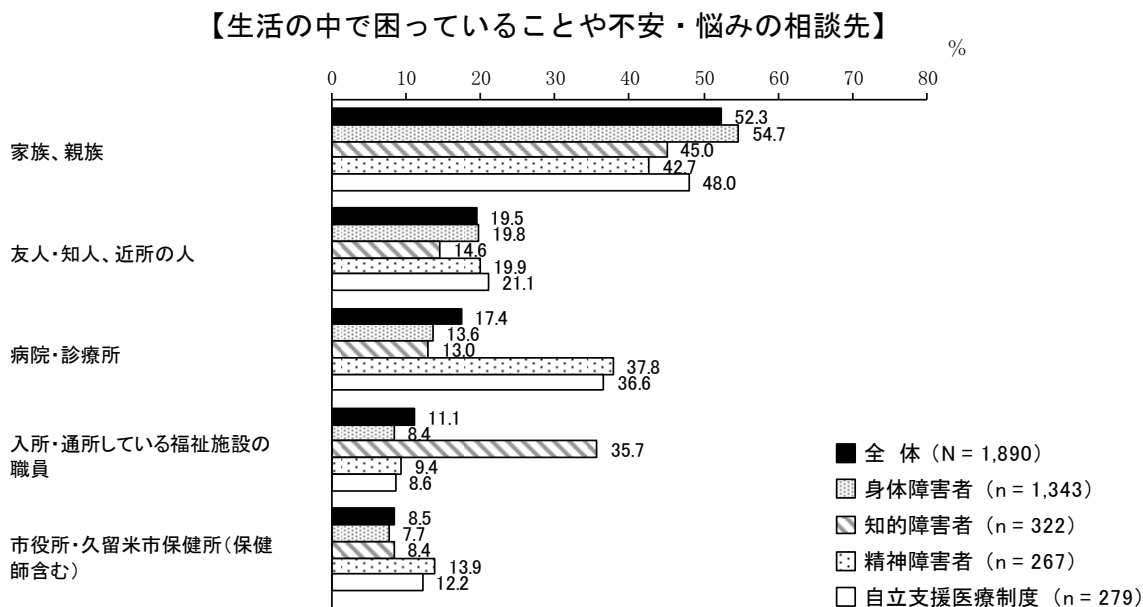
現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み等について、「障害や健康上の不安、悩み」（43.4%）の割合が最も高く、次いで「経済的な不安」（42.9%）、「将来の生活が不安」（35.0%）となっています。障害者別では、知的障害者、精神障害者、自立支援医療制度利用者で「親亡き後の不安」（知的：56.2%、精神：41.9%、自立支援：40.1%）の割合が高くなっており、親が亡くなった後の生活について不安を感じている人が多くみられます。

【現在の生活の中で困っていることや、将来に対する不安・悩み】



【調査票A（3障害）問 25】

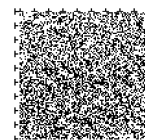
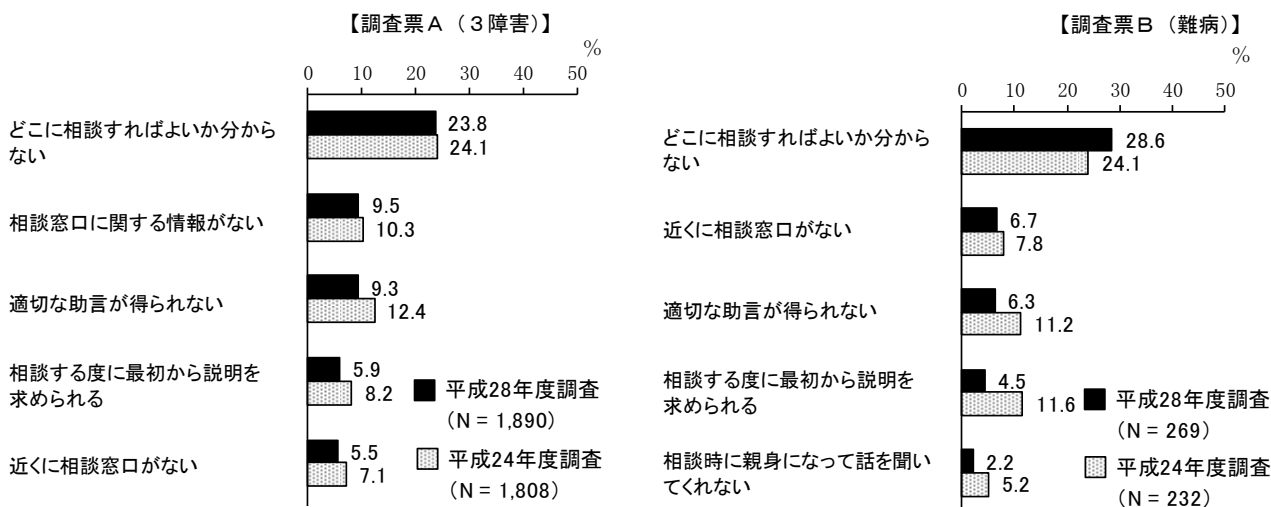
不安や悩みの相談先について、「家族、親族」（52.3%）の割合が最も高く、次いで「友人・知人、近所の人」（19.5%）、「病院・診療所」（17.4%）となっています。障害者別では、精神障害者および自立支援医療制度利用者で「病院・診療所」（精神：37.8%、自立支援：36.6%）、知的障害者で「入所・通所している福祉施設の職員」（35.7%）の割合が高くなっており、身近な支援者に相談している現状がうかがえます。



【調査票A（3障害）問 26】 【調査票B（難病）問 17】

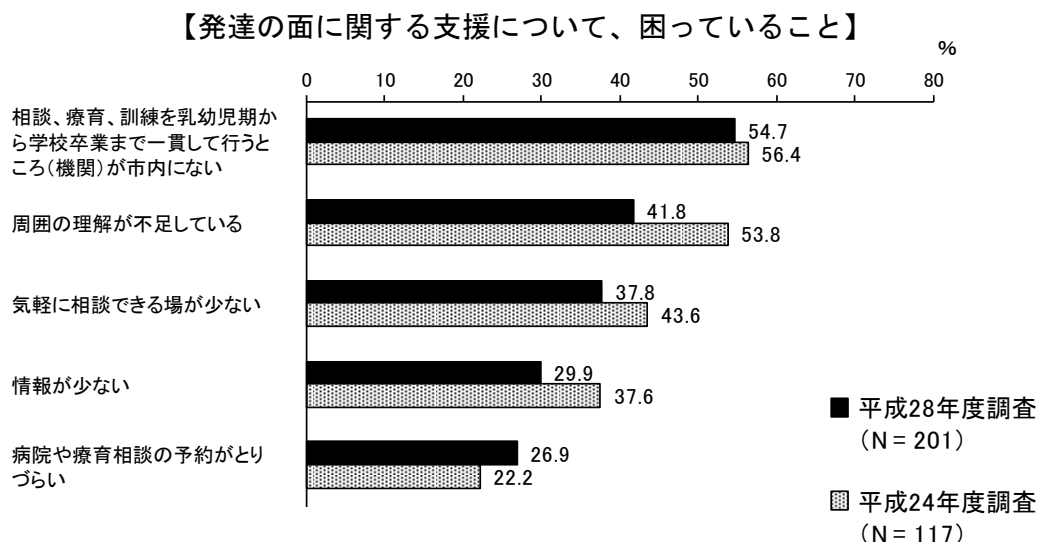
不安・悩みを相談する際に困ることについて、「どこに相談すればよいか分からない」（A：23.8%）（B：28.6%）の割合が最も高く、前回調査結果と比べて、難病者で割合が高くなっています。相談支援事業所や基幹相談支援センター等の相談窓口の整備が進んでいるものの、障害者の生活に浸透しきれていない現状がうかがえます。

【生活の中で困っていることや不安・悩みを相談する際に困ること】



【調査票C（発達）問 12】

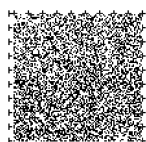
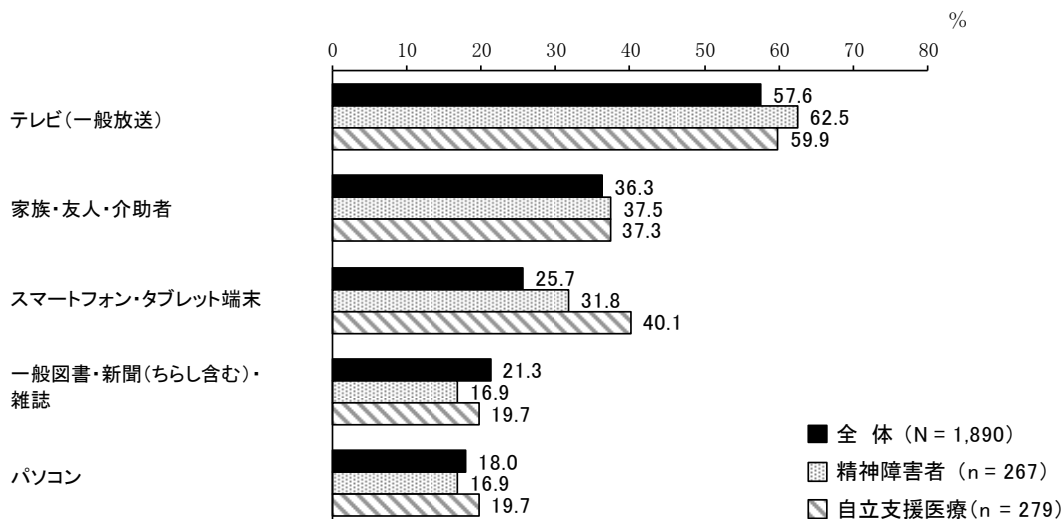
発達に障害のある子どもでは、発達面の支援に関する困りごととして、「相談、療育、訓練を乳幼児期から学校卒業まで一貫して行うところ（機関）が市内にない」（54.7%）の割合が最も高く、次いで「周囲の理解が不足している」（41.8%）、「気軽に相談できる場が少ない」（37.8%）となっています。前回調査結果と比べて、「周囲の理解が不足している」の割合が10ポイント以上低くなっているなど、発達障害に対する市民の認知が広がりつつある状況がうかがえます。



【調査票A（3障害）問 28】

日常の情報の入手手段については、「テレビ（一般放送）」（57.6%）、次いで「家族・友人・介助者」（36.3%）、「スマートフォン・タブレット端末」（25.7%）となっており、テレビが過半数を占めています。障害者別では、精神障害者および自立支援医療制度利用者において「スマートフォン・タブレット端末」の割合が高く（精神：31.8%、自立支援：40.1%）、新しいメディアなど情報の入手経路が多様化しています。

【市が実施しているいろいろな福祉施策についての情報の入手先】

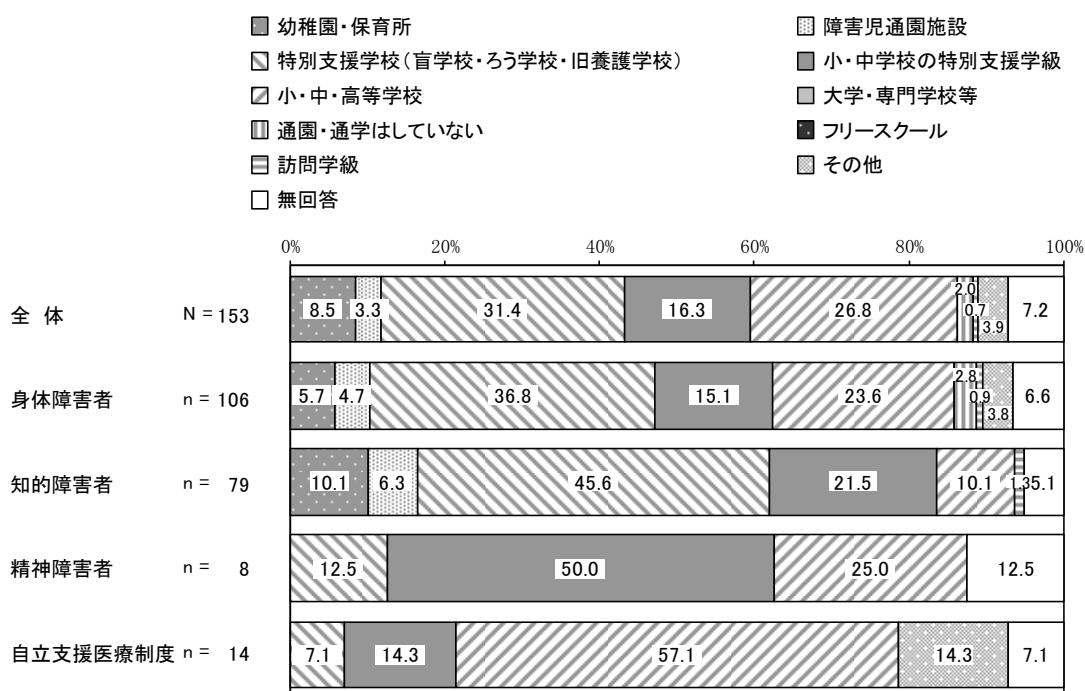


2 教育について

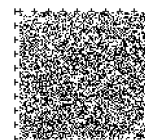
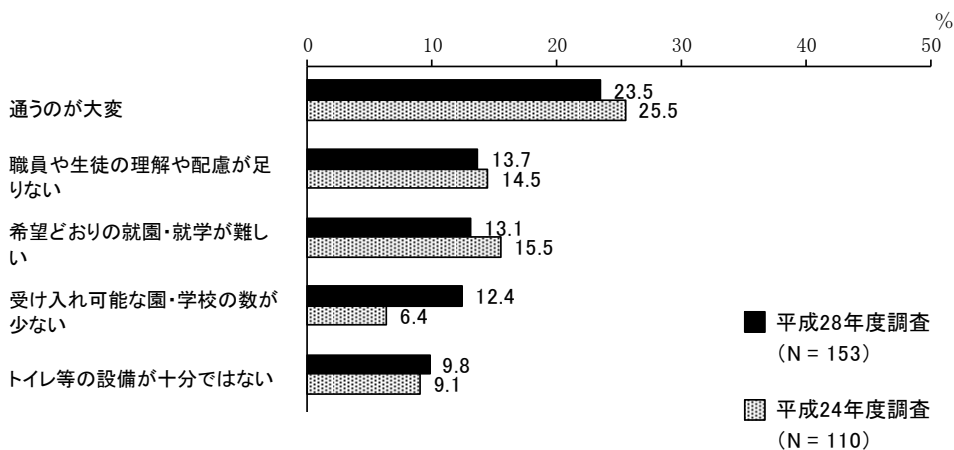
【調査票A（3障害）問 11、問 13】

現在の通園・通学先については、「特別支援学校（盲学校・ろう学校、旧養護学校）」（31.4%）の割合が最も高く、次いで「小・中・高等学校」（26.8%）の割合が高くなっています。また、通園や通学をする場合に困ることについては、「通うのが大変」（23.5%）の割合が高くなっており、身近な地域で障害のある子どもを受け入れられる園・学校を求める意見があがっています。

【現在の通園・通学先】



【通園や通学をする場合に困ること】



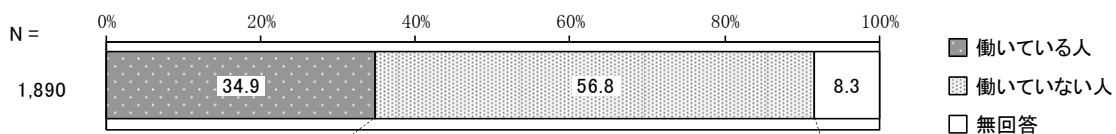
3 就労について

【調査票A（3障害）問8、問9、問9-1、問10】

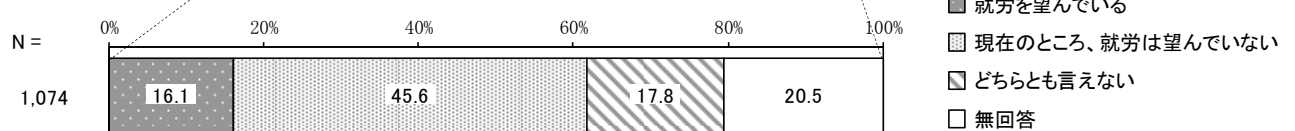
就労の状況については、「働いている人」の割合は34.9%、「働いていない人」の割合は56.8%となっています。

働いていない人の今後の就労希望については、「就労を望んでいる」が16.1%となっています。その内「一般企業等で、フルタイムで働きたい」(31.8%)や「一般企業等で、短時間でパートやアルバイトとして働きたい」(20.2%)と、一般企業での就労を望んでいる人が5割となっており、一般企業における障害のある人の雇用に対する理解や雇用の促進が求められます。

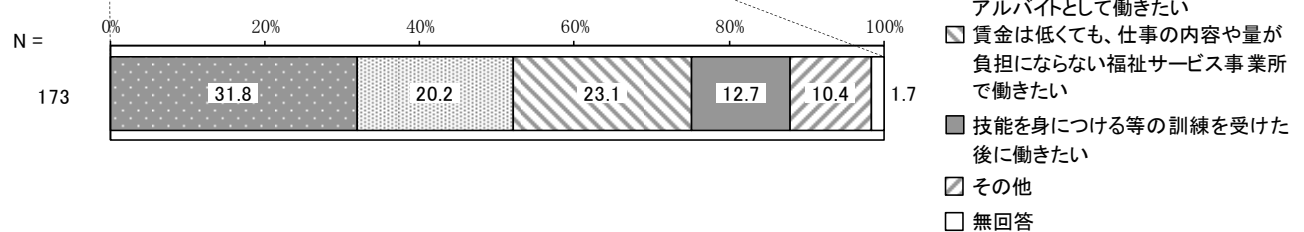
【就労等の状況について】



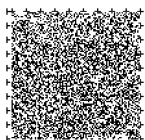
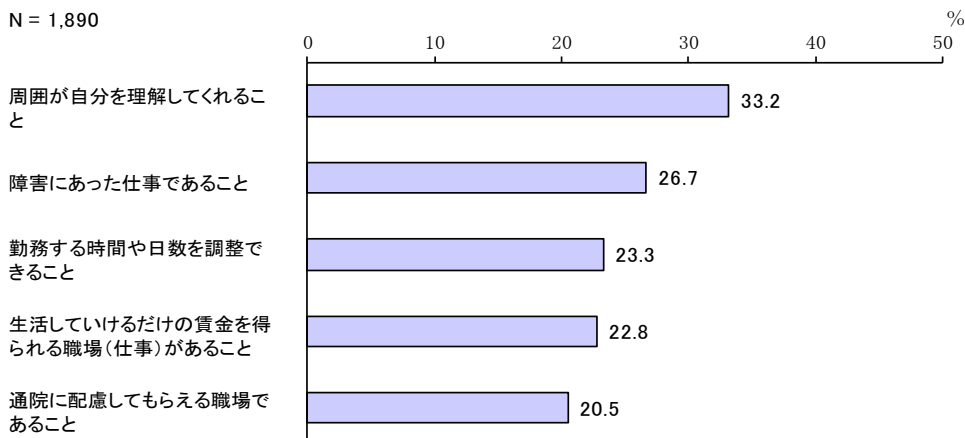
【働いていない人の今後の就労希望について】



【就職を望んでいる人が希望する就労形態について】



【障害のある人が働きながら暮らすために、大切だと思うこと】

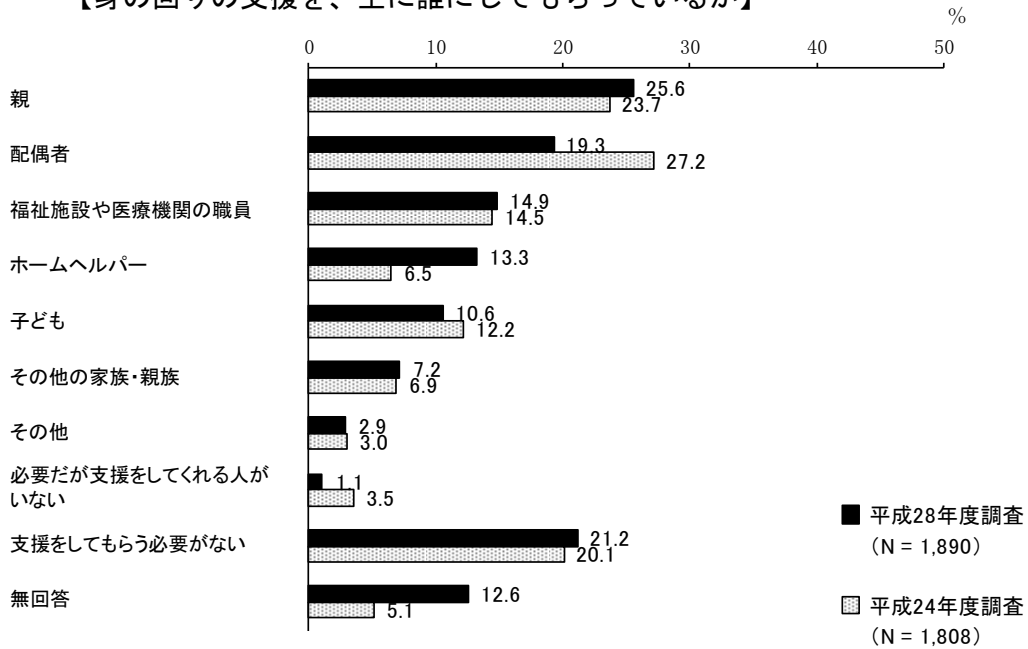


4 福祉サービスの利用について

【調査票A（3障害）問7】

身の回りの支援をしてもらっている人については、「親」(25.6%)や「配偶者」(19.3%)などの家族に支援をもらっている割合が高くなっていますが、前回調査結果と比べて、「配偶者」の割合が低くなっている一方で、「ホームヘルパー」(13.3%)の割合が高くなっており、家族介護だけでなく、サービス等の利用が増えている状況がうかがえます。

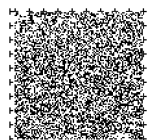
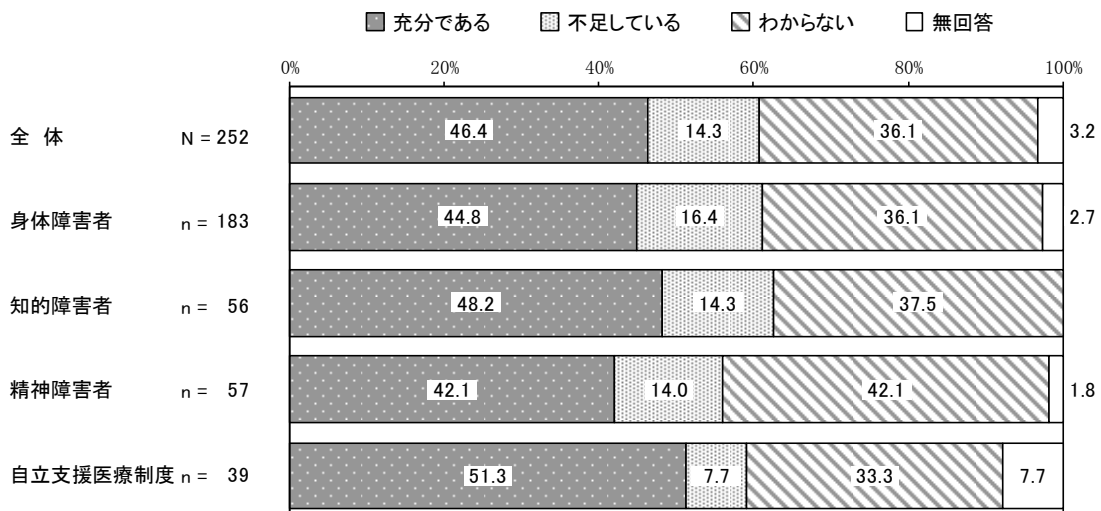
【身の回りの支援を、主に誰にしているか】



【調査票A（3障害）問7-1】

ホームヘルパーの利用量について、「充分である」(46.4%)の割合が高いものの、「不足している」(14.3%)の割合も一定にみられます。

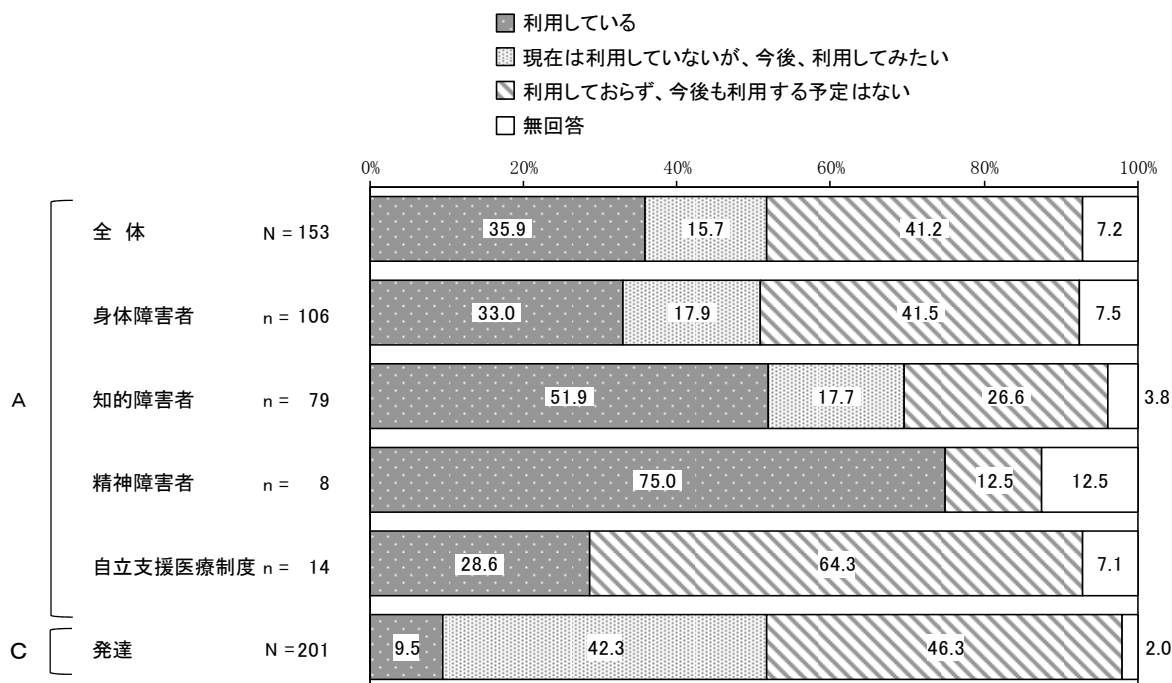
【現在の福祉サービス（ホームヘルパー）の利用時間は、必要な支援に対して十分か】



【調査票A（3障害）問 12】【調査票C（発達）問 17】

放課後などの通所支援の利用状況及び意向について、「現在は利用していないが、今後、利用してみたい」（15.7%）となっています。障害者別では、発達に障害のある子どもにおいて、「現在は利用していないが、今後、利用してみたい」（42.3%）の割合が高くなっています。

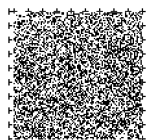
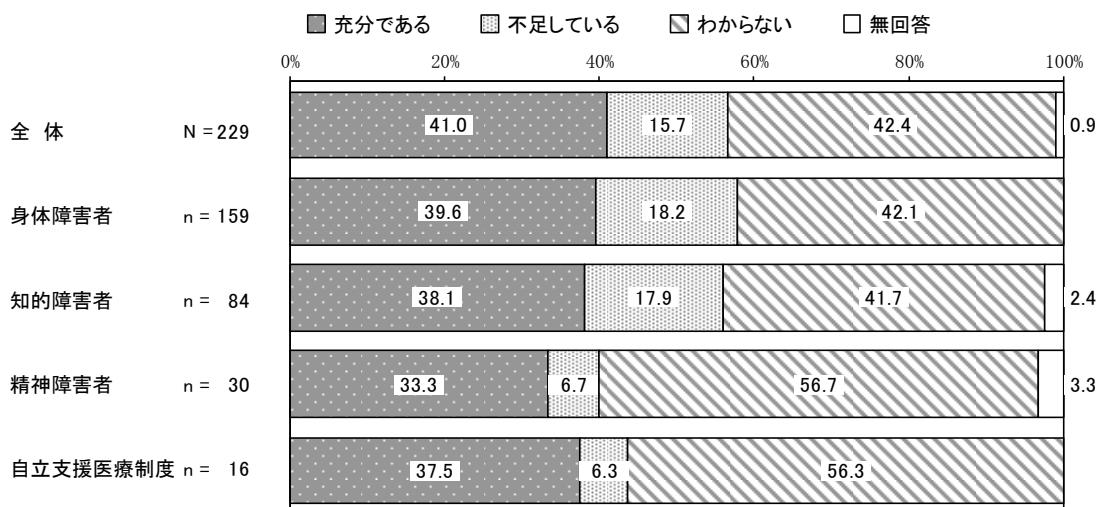
【放課後などの通所支援の利用状況】



【調査票A（3障害）問 18-1】

移動支援（同行援護、行動援護等）の利用量について、「充分である」（41.0%）、「不足している」（15.7%）となっています。障害者別では、身体障害者、知的障害者では、「不足している」（身体：18.2%、知的：17.9%）と移動支援サービスの不足している人の割合が比較的多くみられます。

【現在の福祉サービス（移動支援）の利用時間は、必要な支援に対して十分か】



5 外出について

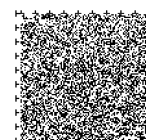
【調査票A（3障害）問19】

外出に関して、感じる不便や困難として、身体障害者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変」（22.7%）、「障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない」（16.8%）などハード面の整備が求められています。知的障害者や精神障害者、自立支援医療制度利用者では「外出先でコミュニケーションが取りにくい」（知的：28.3%、精神：19.9%、自立支援：14.3%）、「周りの人の目が気になる」（知的：16.1%、精神：23.6%、自立支援：22.2%）などソフト面でのバリアフリーの充実を求めていることがうかがえます。

【外出に関して、どのようなことに不便や困難を感じるか】

単位：%

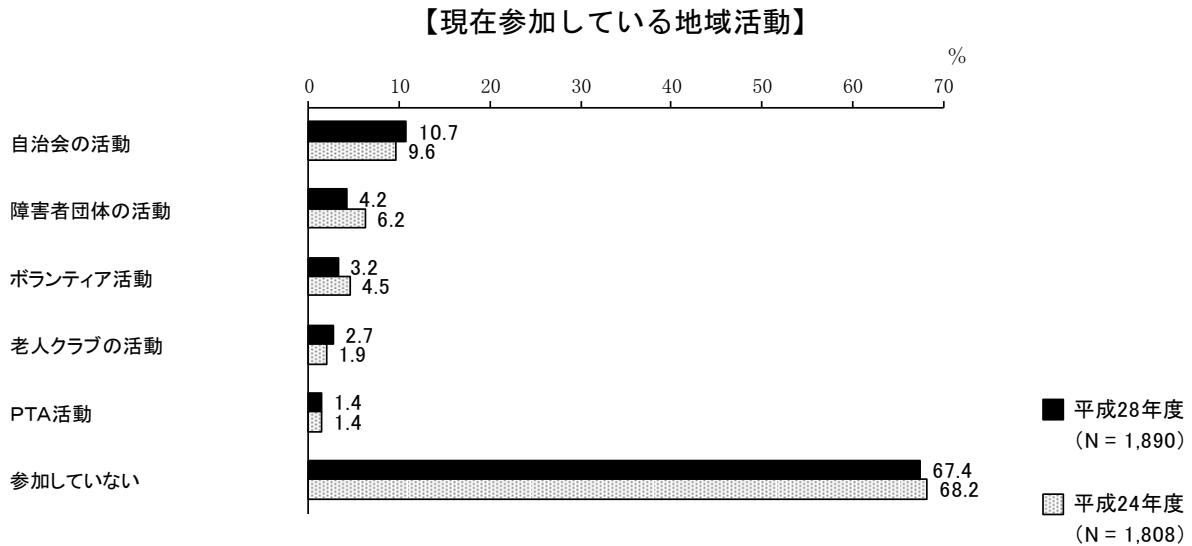
	1位	2位	3位	4位
身体障害者 (n = 1,343)	道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変	障害者用の駐車スペースや案内表示等、障害者に配慮した設備が十分ではない	交通費の負担が大きい	障害者用トイレが少ない
	22.7	16.8	15.3	14.4
知的障害者 (n = 322)	外出先でコミュニケーションが取りにくい	周りの人の目が気になる	交通費の負担が大きい	道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りが大変
	28.3	16.1	15.5	14.0
精神障害者 (n = 267)	交通費の負担が大きい	周りの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	必要なときに、周りの人の手助けや配慮が足りない
	30.3	23.6	19.9	10.9
自立支援医療制度 (n = 279)	交通費の負担が大きい	周りの人の目が気になる	外出先でコミュニケーションが取りにくい	気軽に利用できる移動手段が少ない（福祉タクシーやリフト付きバス等）
	28.7	22.2	14.3	11.5



6 地域での生活について

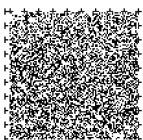
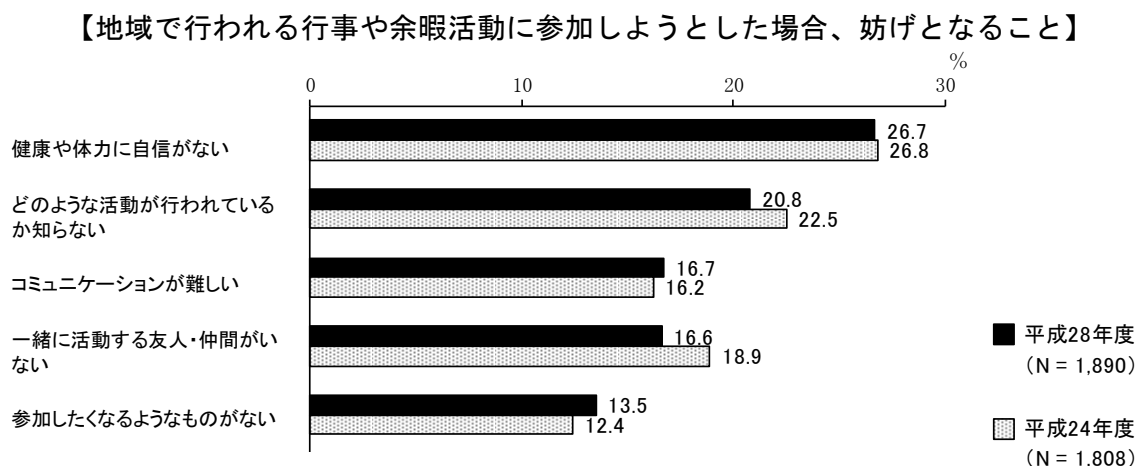
【調査票A（3障害）問 20】

地域活動の参加状況については、前回調査結果と同様に、地域活動に「参加していない」（67.4％）の割合が最も高くなっており、障害者の多くが地域活動に参加していない現状となっています。



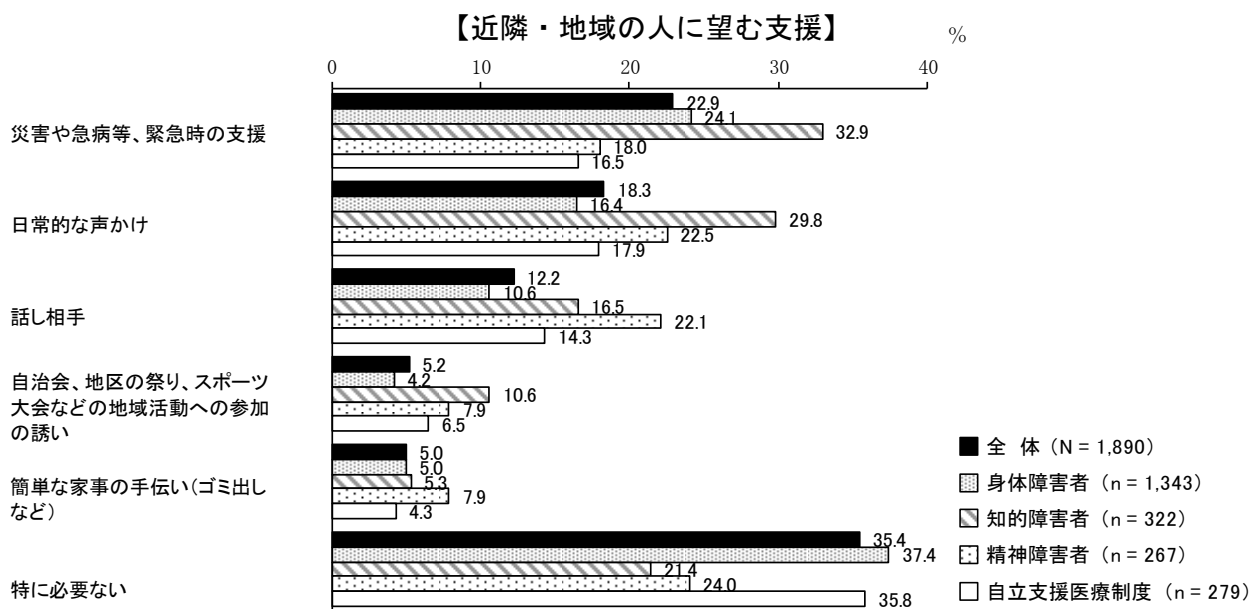
【調査票A（3障害）問 22】

地域活動等に参加しようとしたとき妨げとなることについては、前回調査結果と同様に、「健康や体力に自信がない」（26.7％）、「どのような活動が行われているか知らない」（20.8％）、「コミュニケーションが難しい」（16.7％）となっており、参加していない原因として、身体的な問題に加え、活動の周知不足、地域との関係不足があげられています。



【調査票A（3障害）問 23】

地域社会に望むことについては、「特に必要ない」（35.4%）が最も多い一方で、「災害や急病等、緊急時の支援」（22.9%）、「日常的な声かけ」（18.3%）があげられています。障害者別では、知的障害者で、「災害や急病等、緊急時の支援」（32.9%）、「日常的な声かけ」（29.8%）の割合が高くなっており、災害時等の緊急時を見据えた地域の見守り体制を求める人が多くみられます。

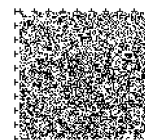
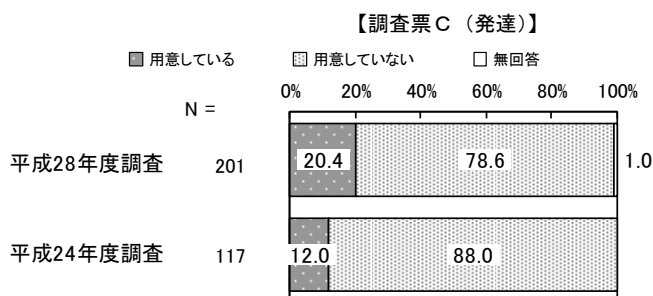
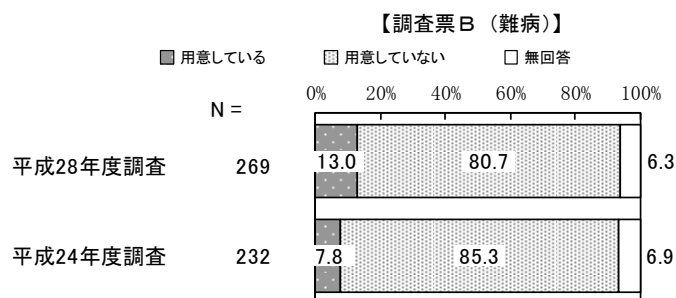
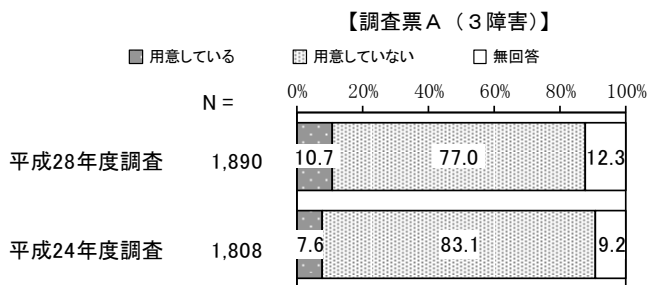


7 災害時の備えについて

【調査票A（3障害）問 39】【調査票B（難病）問 22】【調査票C（発達）問 25】

災害時などに備えている人については、前回調査に比べ、備えをしている人が増加しているものの、「用意していない」（3障害：77.0%、難病：80.7%、発達：78.6%）の割合が高い現状です。

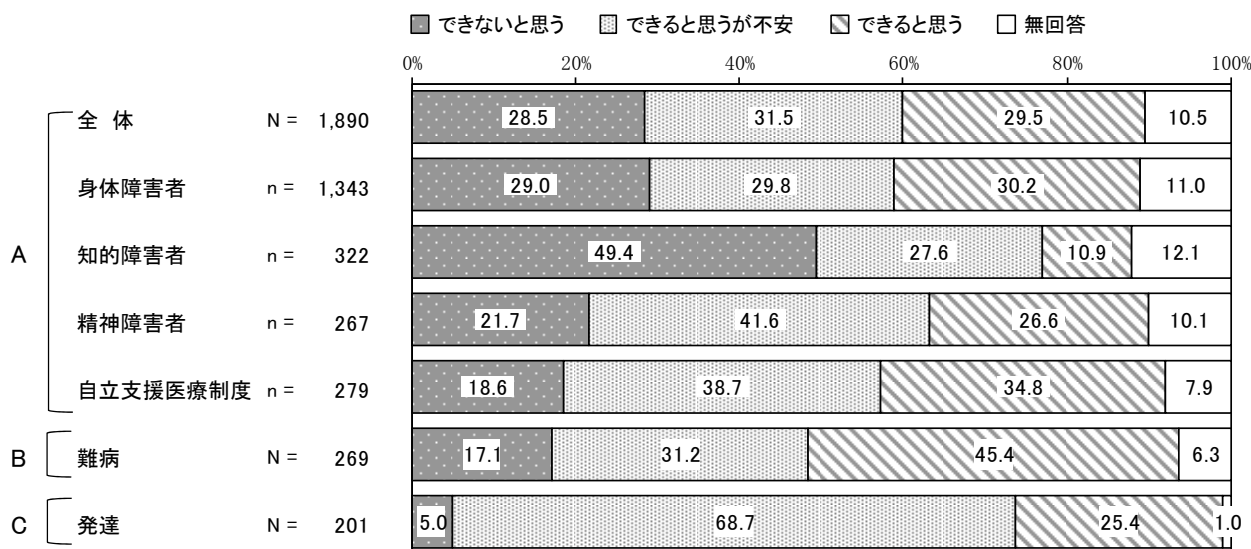
【災害時への用意】



【調査票A（3障害）問 40】【調査票B（難病）問 23】【調査票C（発達）問 26】

災害時に自力で避難できるかについては、知的障害者では、「できないと思う」(49.4%)の割合が、他の障害者に比べ高くなっています。

【自宅から避難所まで自力で避難ができるか】

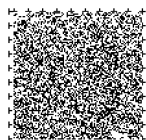
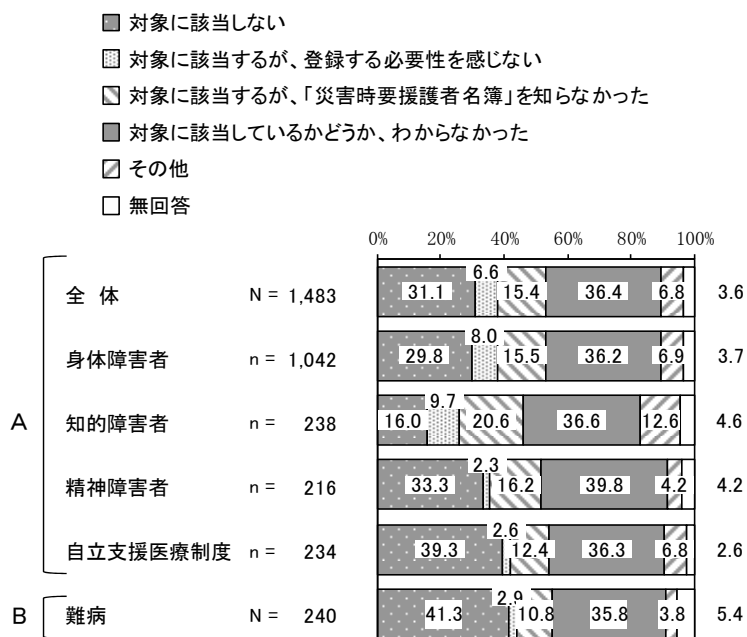
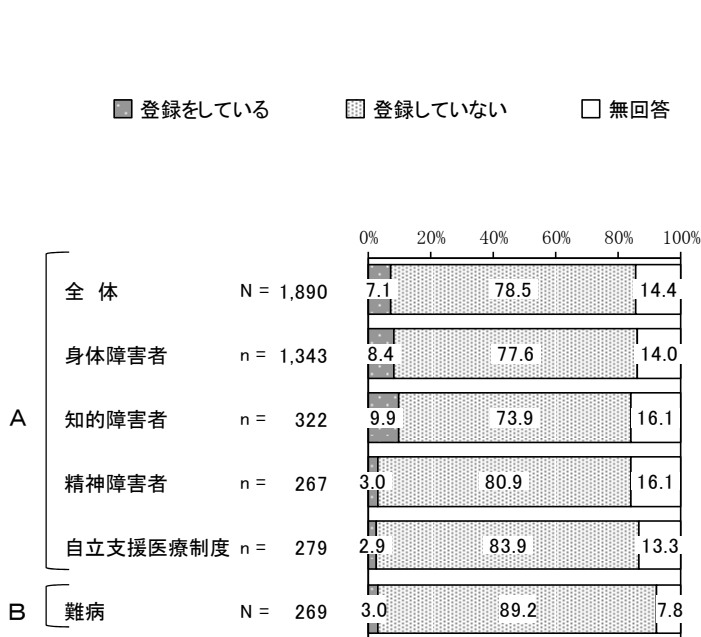


【調査票A（3障害）問 42、問 42-1】【調査票B（難病）問 25、問 25-1】

災害時要援護者名簿への登録状況については、「登録していない」(3障害：78.5%、難病：89.2%)となっています。登録していない理由では、「対象に該当するが、「災害時要援護者名簿」を知らなかった」と「対象に該当しているかどうか、わからなかった」の割合を合わせると半数程度となっています。

【「災害時要援護者名簿」に登録をしているか】

【登録していない理由】



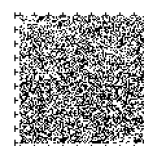
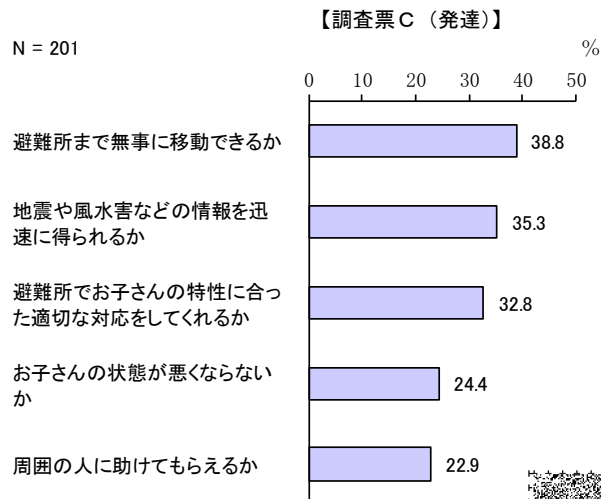
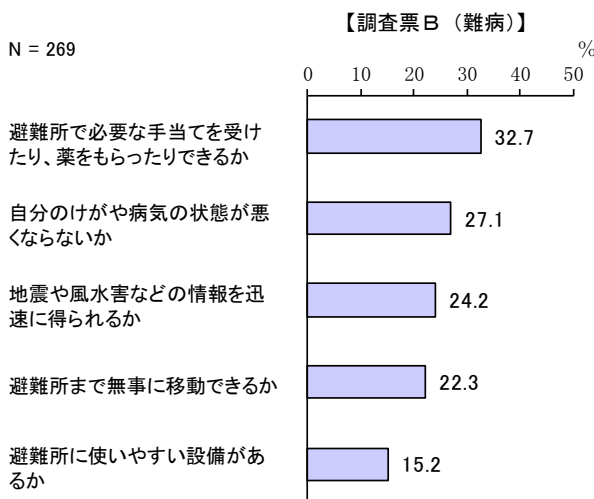
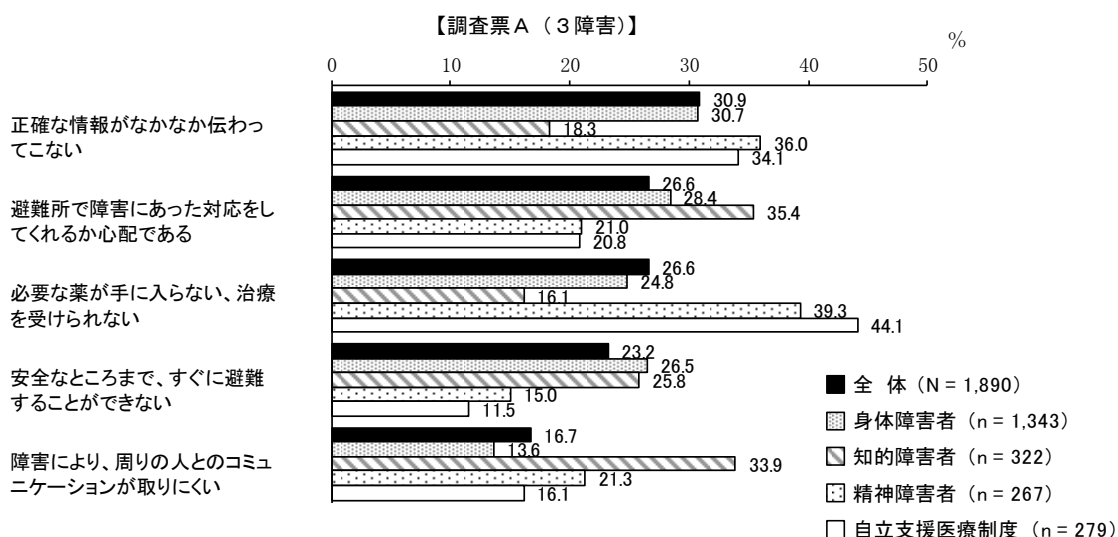
【調査票A（3障害）問 43】

災害などに関する心配事については、「正確な情報がなかなか伝わってこない」（30.9%）の割合が最も高く、次いで「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」（26.6%）、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（26.6%）となっています。障害者別では、知的障害者では、「避難所で障害にあった対応をしてくれるか心配である」（35.4%）、「障害により、周りの人とのコミュニケーションが取りにくい」（33.9%）、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」（精神：39.3%、自立支援：44.1%）となっています。

【調査票B（難病）問 26】【調査票C（発達）問 28】

難病では、災害などに関して不安に感じていることについては、「避難所で必要な手当てを受けたり、薬をもらったりできるか」（32.7%）の割合が最も高く、発達に障害のある子どもでは「避難所まで無事に移動できるか」（38.8%）、「地震や風水害などの情報を迅速に得られるか」（35.3%）、「避難所でお子さんの特性に合った適切な対応をしてくれるか」（32.8%）の割合が高くなっています。

【災害などが起きた場合の心配ごと】

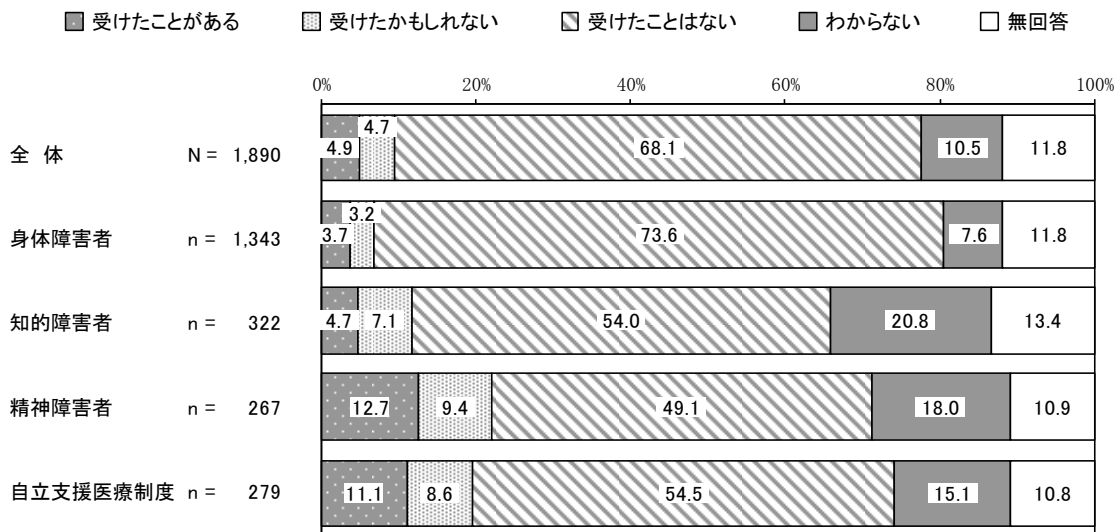


8 人権擁護について

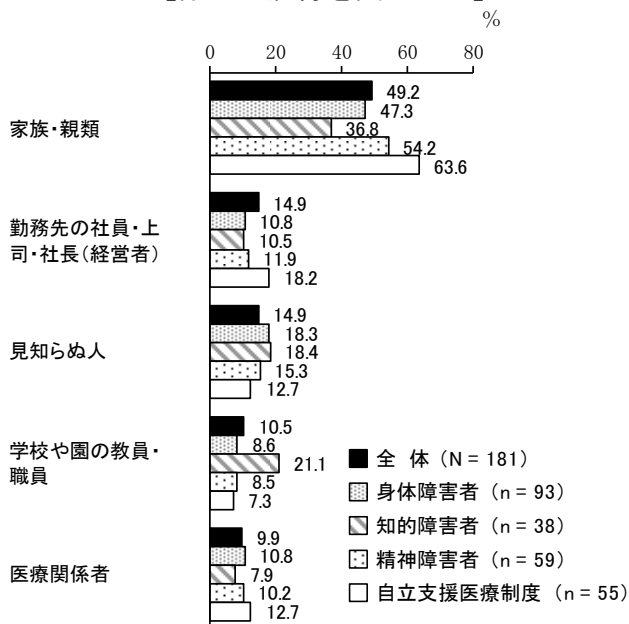
【調査票A（3障害）問 33、問 33-1、問 33-2】

虐待を受けたことがあるかについては、「受けたことがある」(4.9%)となっています。障害者別では、精神障害者、自立支援医療制度利用者では、1割を超えています（精神：12.7%、自立支援：11.1%）。誰から虐待を受けたかについては、「家族・親類」(49.2%)、次いで「勤務先の社員・上司・社長（経営者）」(14.9%)、「見知らぬ人」(14.9%)となっています。どんなことをされたかについては、身体的な暴力や言葉の暴力があげられています。

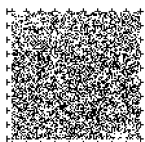
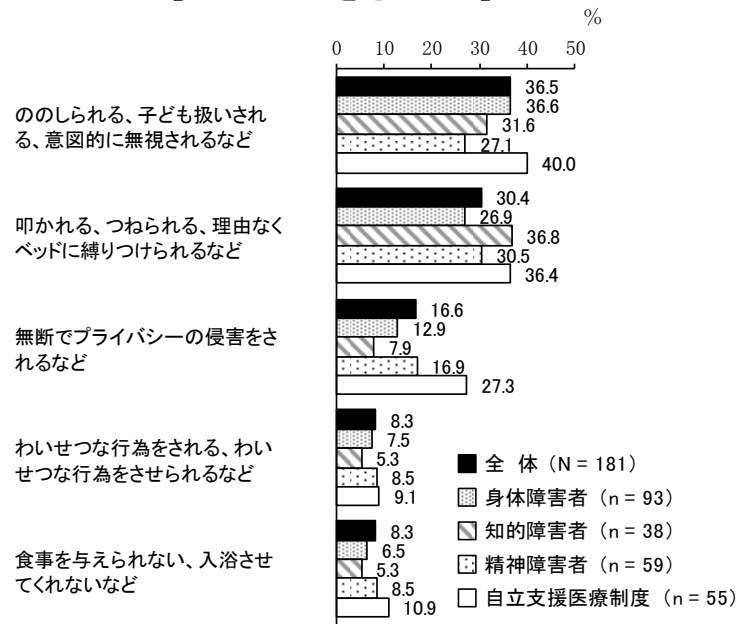
【虐待を受けたことがあるか】



【誰から虐待を受けたか】



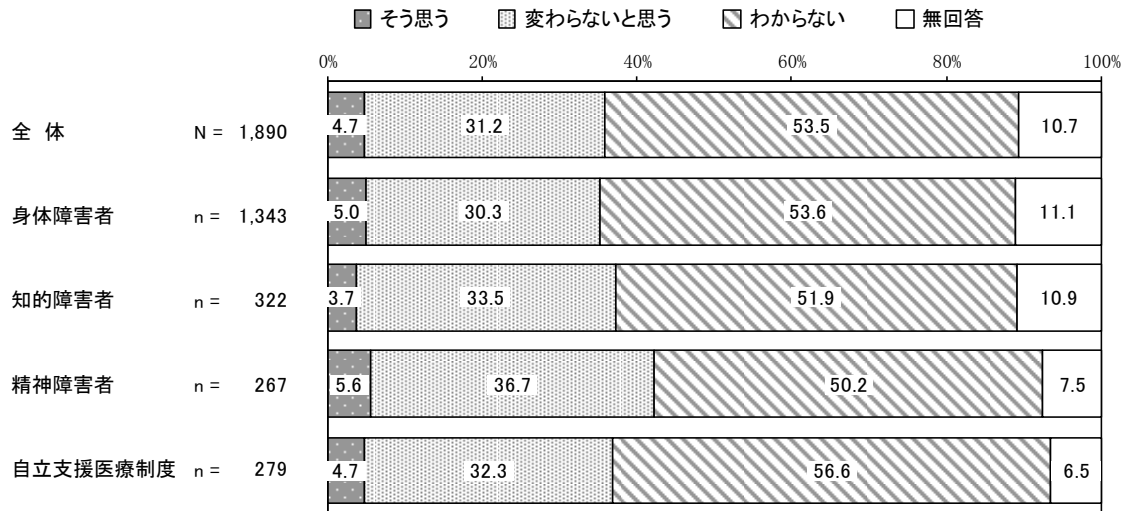
【どんなことをされたか】



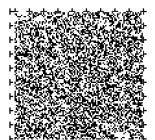
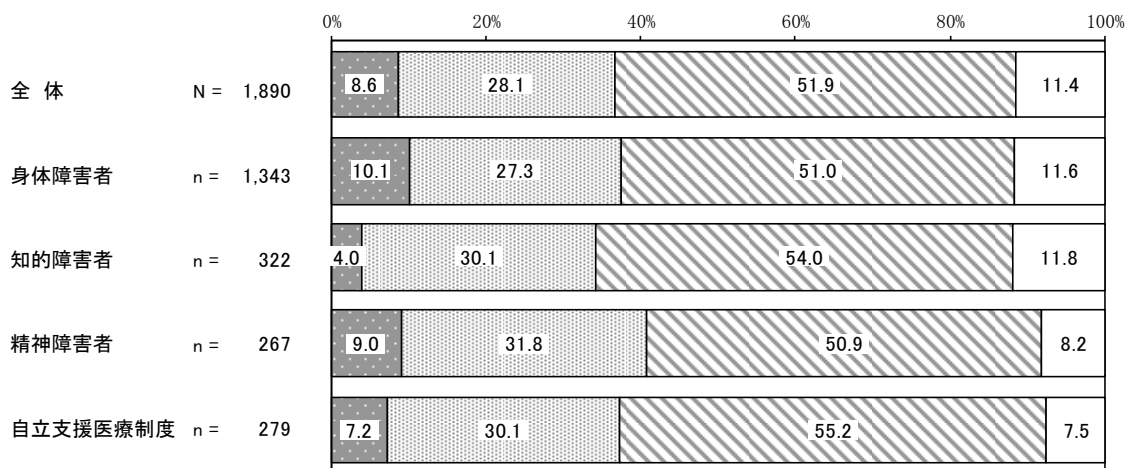
【調査票A（3障害）問32】

障害を理由とする差別については、「変わらないと思う」（31.2%）、「（減ったと）そう思う」（4.7%）となっており、「わからない」（53.5%）が過半数となっています。官公署や商業施設での積極的な配慮についても、「変わらないと思う」（28.1%）、「（減ったと）そう思う」（8.6%）、「わからない」（51.9%）と同様の傾向となっています。

【障害のある人に対する差別的な取扱いが減ったか】



【官公署や商業施設で、積極的に配慮をしてくれるようになったか】

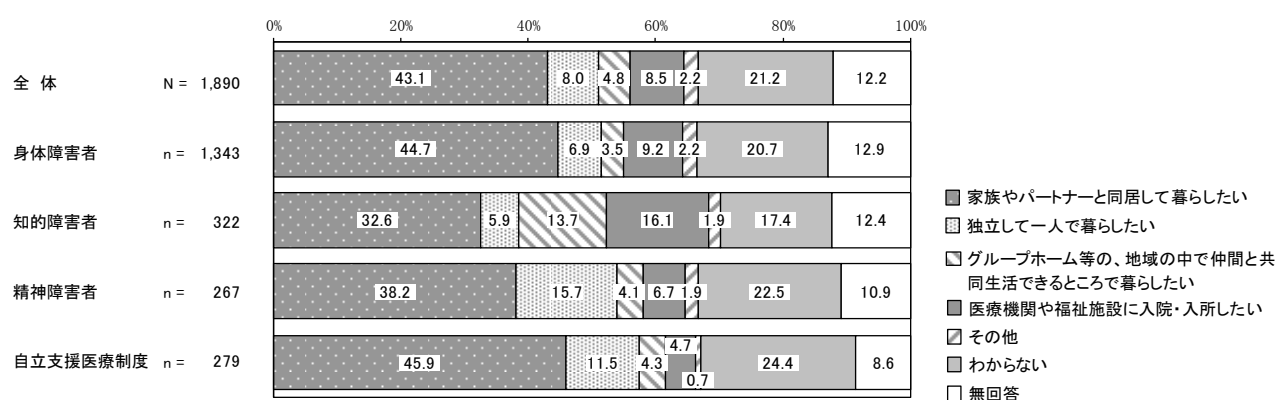


9 今後の暮らし方について

【調査票A（3障害）問29】

今後、どのように暮らしたいかについては、「家族やパートナーと同居して暮らしたい」（43.1%）の割合が最も高く、次いで「わからない」（21.2%）となっています。障害者別では、知的障害者では「グループホーム等の、地域の中で仲間と共同生活できるところで暮らしたい」（13.7%）、精神障害者では、「独立して一人で暮らしたい」（15.7%）の割合が高くなっています。どの障害者とも「わからない」の割合が高いことから、今後の暮らし方について先行きが不透明な方が多いと推測されます。また、精神障害者、自立支援医療制度利用者で、一人暮らしへの意向が高くみられ（精神：15.7%、自立支援：11.5%）、個々の状況に応じた自立を支援する体制が必要となっています。

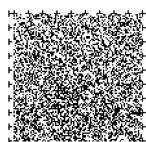
【今後、どのように暮らしたいか】



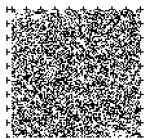
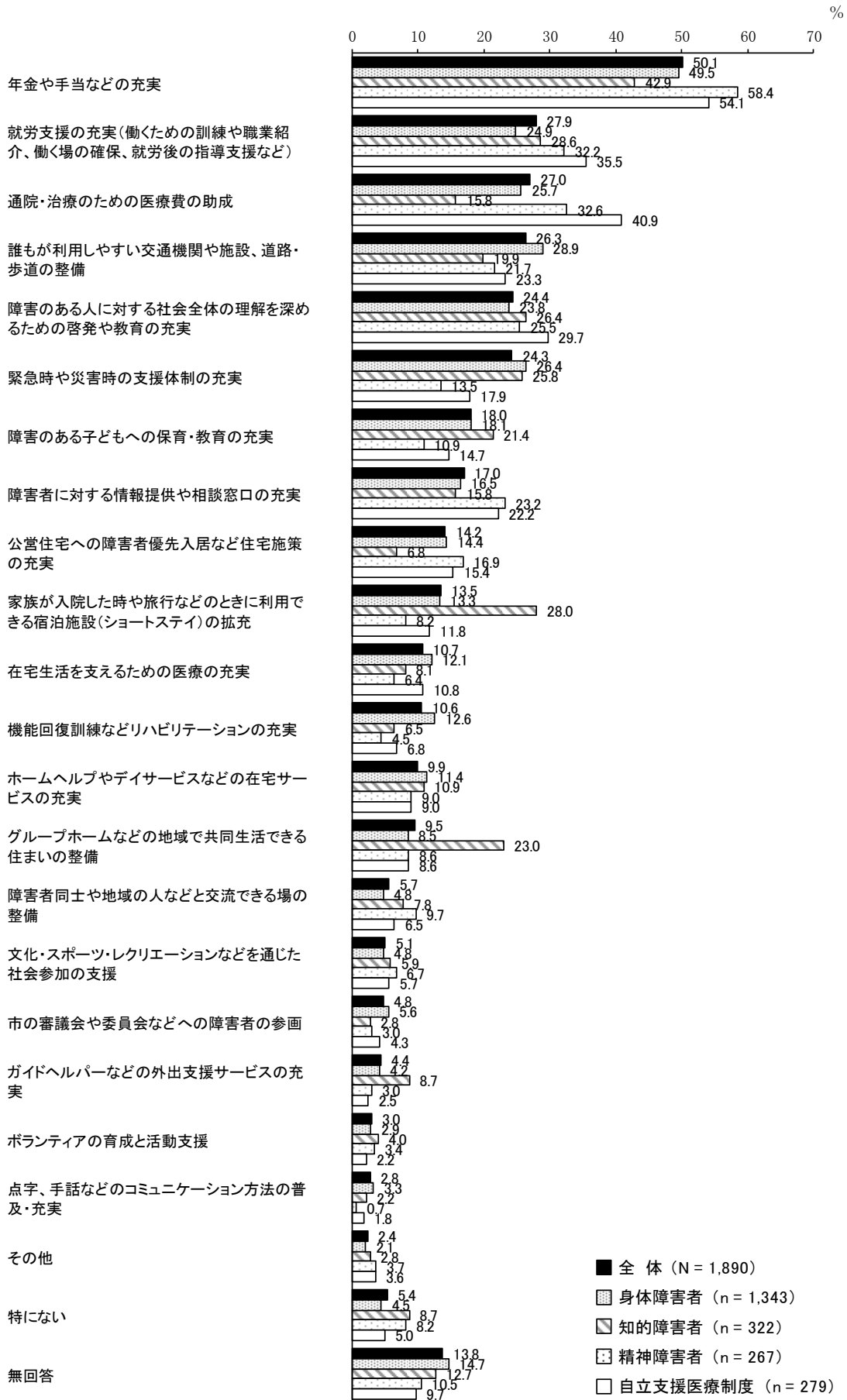
10 その他（市が重点的に進めるべきこと）

【調査票A（3障害）問37】

久留米市が重点的に進めるべき施策として、「年金や手当などの充実」（50.1%）の割合が最も高く、次いで「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、働く場の確保、就労後の指導支援など）」（27.9%）、「通院・治療のための医療費の助成」（27.0%）となっており、経済的支援、就労の継続も踏まえた就労支援が求められています。障害者別では、身体障害者で「誰もが利用しやすい交通機関や施設、道路・歩道の整備」（28.9%）、知的障害者で「就労支援の充実（働くための訓練や職業紹介、働く場の確保、就労後の指導支援など）」（28.6%）、精神障害者、自立支援医療制度利用者で「通院・治療のための医療費の助成」（精神：32.6%、自立支援：40.9%）と障害に応じた支援が必要とされています。



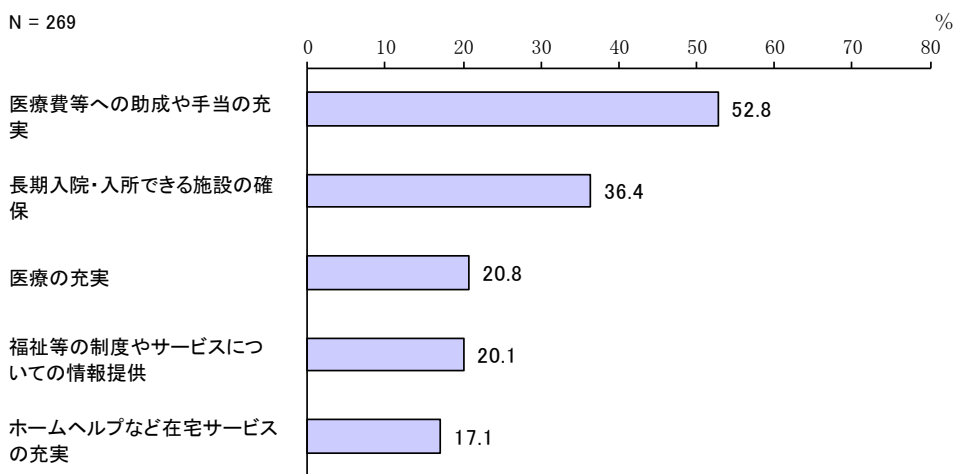
【今後、障害がある人の自立と福祉向上のための支援として、重点的に進めるべきこと】



【調査票B（難病）問 27】

難病では、「医療費等への助成や手当の充実」(52.8%)の割合が最も高く、次いで「長期入院・入所できる施設の確保」(36.4%)、「医療の充実」(20.8%)となっています。

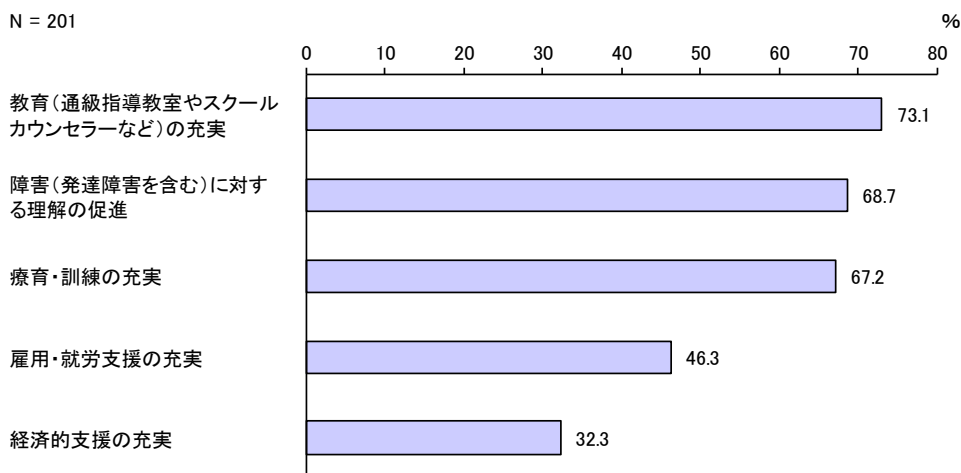
【特にどのようなことに取り組むことが望ましいか】



【調査票C（発達）問 32】

発達に障害のある子どもでは、「教育（通級指導教室やスクールカウンセラーなど）の充実」(73.1%)の割合が最も高く、次いで「障害（発達障害を含む）に対する理解の促進」(68.7%)、「療育・訓練の充実」(67.2%)となっており、療育・教育の充実や障害に対する理解が必要とされています。

【今後の福祉施策で、どのような面にもっと力を入れてほしいか】



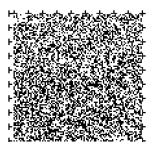
久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書（概要版）平成29年3月

編集・発行 久留米市 健康福祉部 障害者福祉課

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3

Tel : 0942-30-9035

Fax : 0942-30-9752



説明 2

障害者施策の動向

説明2 障害者施策の動向

近年の障害者福祉に係る主な動向は次のとおり。

計画	時期	事項	概要
前計画	H19.9	障害者権利条約に署名	障害者に関する初めての国際条約。
	H21.12	障がい者制度改革推進本部の設置	条約締結に必要な国内法の整備をはじめ障害者関連制度改革に向けた5年間の集中期間の開始
	H23.6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
	H23.8	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
	H24.6	障害者総合支援法の成立	自立支援法の見直し
	〃	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設等への物品等の需要の増進。 地方公共団体 ⇒ 調達方針の策定・公表
	H24.10	障害者虐待防止法の施行	
	H25.4	障害者総合支援法の一部施行	障害に難病を追加
	〃	障害者優先調達推進法の施行	
	H25.6	障害者差別解消法の成立	障害者基本法の差別禁止の概念の具体化
	〃	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
	H25.9	障害者基本計画（第3次）の策定	障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画（計画期間：H25～29）
H26.1	障害者権利条約の批准		
現計画	H26.4	障害者総合支援法の未施行分の施行	「障害支援区分」の導入
	H28.4	障害者差別解消法の施行	
	H28.5	成年後見制度利用促進法の施行	基本計画の策定や成年後見等実施機関の設立等支援、審議会等の設置に努める
	H28.6	ニッポン一億総活躍プランの閣議決定	障害者や難病患者等の活躍支援や地域共生社会の実現をめざす
	〃	児童福祉法の一部改正	医療的ケア児支援促進
	H28.7	「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置	地域共生社会の実現のための具体策について検討
	H28.8	発達障害者支援法の改正	発達障害者支援の強化
次期計画	H30.4	障害者総合支援法の改正	地域生活移行・定着を促進する制度の新設。 高齢障害者の介護保険サービスの円滑利用促進。
	〃	児童福祉法の改正	障害児福祉計画策定の義務化

*新たに法律が成立・施行した場合は「施行」、既存の法律が改正・施行された場合は「改正」と表記。

関連法の中核となる「障害者基本法」の改正（H23.8）において、「社会的障壁」の概念が盛り込まれたことや、その除去のために「合理的な配慮」がなされなければならないとされたことに見られるように、障害の有無に関わらず、垣根のない社会の実現を、より一層推し進めていくことが大きな流れとなっている。

これを受けて「障害者自立支援法」を改正し成立した「障害者総合支援法」においても、「地域社会における共生社会の実現」を新たに掲げ、これの実現のため、社会参加の機会の確保、地域社会の共生、社会的障壁の除去を目標として、総合的かつ計画的に支援が行われることを基本理念とした。

昨年度には、「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定や、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置がなされるなど、共生社会の実現を一層加速させる動きがある。

その他、障害者の尊厳を害し、自立及び社会参加の妨げとなる障害者に対する虐待を防止するため方策を定めた「障害者虐待防止法」、経済面から障害者の自立を促進することを目的とした「障害者優先調達推進法」、障害者基本法の障害者差別禁止の概念を具体化する「障害者差別解消法」、医療的ケア児支援の強化を図る「児童福祉法」の改正、発達障害者支援の強化を図る「発達障害者支援法」の改正といった関連法が整備されている。

- ◆障害者基本法の一部を改正する法律【概要】 **資料 1**
- ◆地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要 **資料 2**
- ◆障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要） **資料 3**
- ◆障害者虐待防止法の概要 **資料 4**
- ◆国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の概要 **資料 5**
- ◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要 **資料 6**

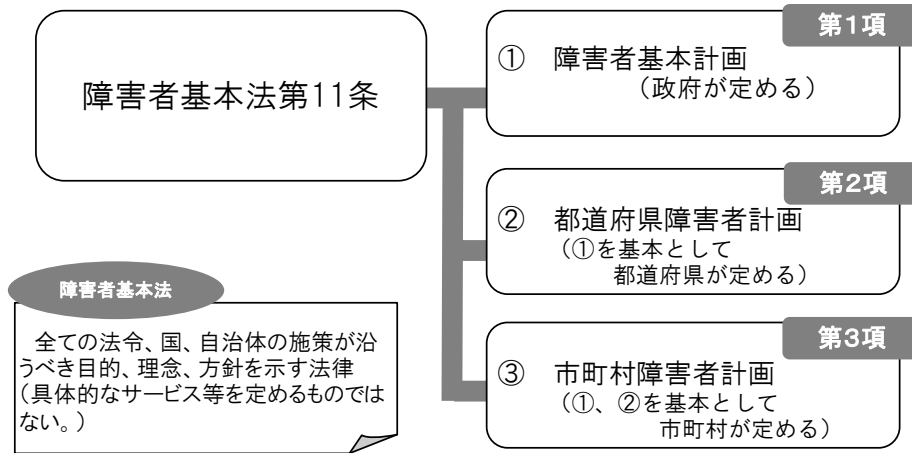
議事 1

次期「久留米市障害者計画」等の策定について

議事1 次期「久留米市障害者計画」等の策定について

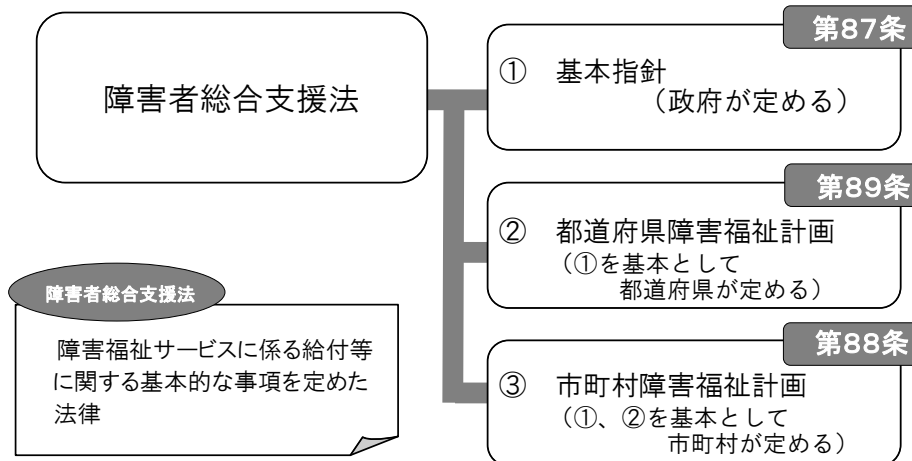
1 障害者計画とは

障害者基本法（昭和45年法律第84号）の規定に基づき、国、都道府県、市町村に策定が義務付けられている、障害者のための広範囲（教育や保健・医療など福祉以外の分野を含む。）の施策に関する基本的な計画。「市町村障害者計画」は、当該自治体の状況を勘案し策定することとされている。



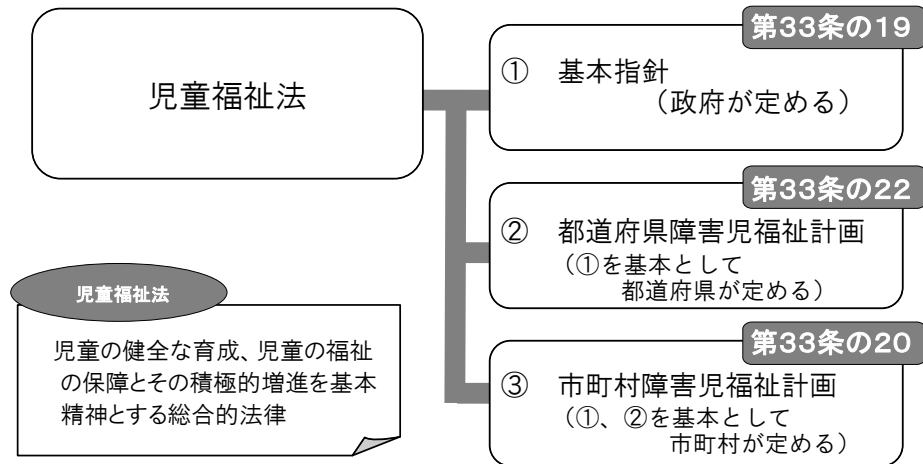
2 障害福祉計画とは

障害者総合支援法（平成17年法律第123号）の規定に基づき、国、都道府県、市町村に策定が義務付けられている、障害福祉サービス及び相談支援等の提供体制の確保その他法律に基づく業務を円滑に実施するための計画。市町村が定める障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保の目標、必要な量の見込み等をまとめている。「市町村障害福祉計画」は、当該自治体の状況を勘案し策定することとされており、市町村障害者計画や市町村地域福祉計画などの障害者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとされている。



3 障害児福祉計画とは

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定に基づき、国、都道府県、市町村に策定が義務付けられている、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他法律に基づく業務を円滑に実施するための計画。障害児通所支援等の見込み給付量や関係機関との連携等に関する事項を掲載。



4 現「第 2 期久留米市障害者計画」について

計画概要版 **資料 7**

(1) 基本理念

誰もが その人らしく 安心して
暮らし続けることができる まちの実現に向けて

(2) 計画期間

平成 26 年度から平成 29 年度の 4 年間

区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
【国】 基本計画	第 2 次計画 H15～H24							第 3 次計画 H25～H29				
障害者計画	第 1 期計画 H18～H25							第 2 期計画 H26～H29				
障害福祉計画	第 1 期 H18～H20		第 2 期 H21～H23			第 3 期 H24～H26		第 4 期 H27～H29				

(2) 関連計画との整合性

「久留米市総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「くるめ子ども・子育てプラン」「健康くるめ 21」など、関連分野の計画等との整合性を図り策定。

(3) 施策の体系

基本理念の下、5つの基本目標を設定し、11分野161施策を展開している。
このうち、6つの施策について計画期間中に特に重点的に取り組みを進める施策と定め、確実に推進していくこととしている。

現「第2期久留米市障害者計画」の体系

基本理念	基本目標	施策区分	分野
誰もがし続けることができ、安心して暮らすことのできるまちの実現に向けて	1 壁をなくし認め合って生きるために	①ノーマライゼーションの意識啓発の充実【重点】 ②情報バリアフリーの推進【重点】 ③ボランティアなどの育成・活動促進	1 啓発・広報
		④障害者にやさしいまちづくりの推進	2 生活環境
	2 安全と安心のために	①権利擁護・相談支援体制の確立	3 権利擁護
		②防災・防犯対策の推進【重点】	4 防災・防犯
	3 支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	①健康相談の充実 ②切れ目のない療育・教育体制の確立【重点】 ③療育の充実	5 療育・保育
		④学校教育の充実 ⑤社会教育の充実	6 教育・育成
		4 自立して暮らし続けるために	①一般就労の促進 ②福祉的就労の充実 ③就労支援の充実
	④住まいの確保と居住支援の充実【重点】 ⑤在宅福祉サービスなどの充実【重点】 ⑥外出支援の充実 ⑦生活安定施策の充実		8 生活支援
	⑧保健サービスの充実 ⑨医療サービスの充実		9 保健・医療
	5 生きがいを持って自分らしく生きるために	①日中活動の促進	10 日中活動
		②スポーツ・文化活動への参加促進 ③地域活動や国内外交流の促進	11 社会活動

現「第2期久留米市障害者計画」に係る所管課と施策数
(同一施策を複数の課が所管している場合はそれぞれで計上)

部	課	所管施策数	部	課	所管施策数	
総合政策(1)	広報	1	商工観光労働(8)	商工政策	2	
総務(6)	情報政策	1		企業誘致推進	1	
	人事厚生	1		観光・国際	1	
	人材育成	2		労政	4	
	契約	2	都市建設(15)	防災対策	2	
協働推進(9)	協働推進	2		建築指導	1	
	地域コミュニティ	2		住宅政策	5	
	安全安心推進	1		交通政策	3	
	広聴・相談	1		公園緑化推進	1	
	消費生活センター	1		道路整備	3	
	人権・同和対策	1		総合支所(1)	文化スポーツ	1
人権啓発センター	1	教育(17)	学校施設	2		
市民文化(14)	市民税		1	学校教育	14	
	資産税	1	教育センター	1		
	文化振興	2	議事事務局(1)	議事調査	1	
	生涯学習推進	5	選挙管理委員会(1)		1	
	体育スポーツ	3	健康福祉(94)	障害者福祉	78	
	中央図書館	1		地域福祉	3	
	視聴覚ライブラリー	1		医療・年金	1	
子ども未来(12)	子ども政策	2		長寿支援	4	
	子ども支援	1		保健予防	1	
	子ども施設事業	4		健康推進	6	
	幼児教育研究所	5	地域保健	1		
環境(1)	施設	1	その他(3)	関係各課	1	
広域消防本部(4)	予防	3		施設所管課	1	
	情報指令	1		全庁	1	
					延べ合計	187

5 次期「久留米市障害者計画」等の策定について 《協議事項》

(1) 計画策定の基本的な考え方

「障害者基本法」では、基本理念「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」のため、「全ての障害者が、障害者ではない者と等しく、基本的人権を享有する個人として尊厳が重んぜられ」、それにふさわしい「生活を保障される権利を有すること」を前提としつつ次のことを旨として図られなければならないとされている。

- ◆社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
- ◆どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ◆言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること（障害者基本法第1条、第3条）

次期計画の策定にあたっては、これら法の趣旨を踏まえることはもちろん、「ニッポン一億総活躍プラン」や「我が事・丸ごと」地域共生社会がめざす「地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現」の視点を十分に配慮し、地域の力がさらに高まることを目指していく。

また、現在、国において「第4次障害者基本計画」の策定が進められており、これについても情報の収集に努め、可能な限り計画に反映させていくものとする。

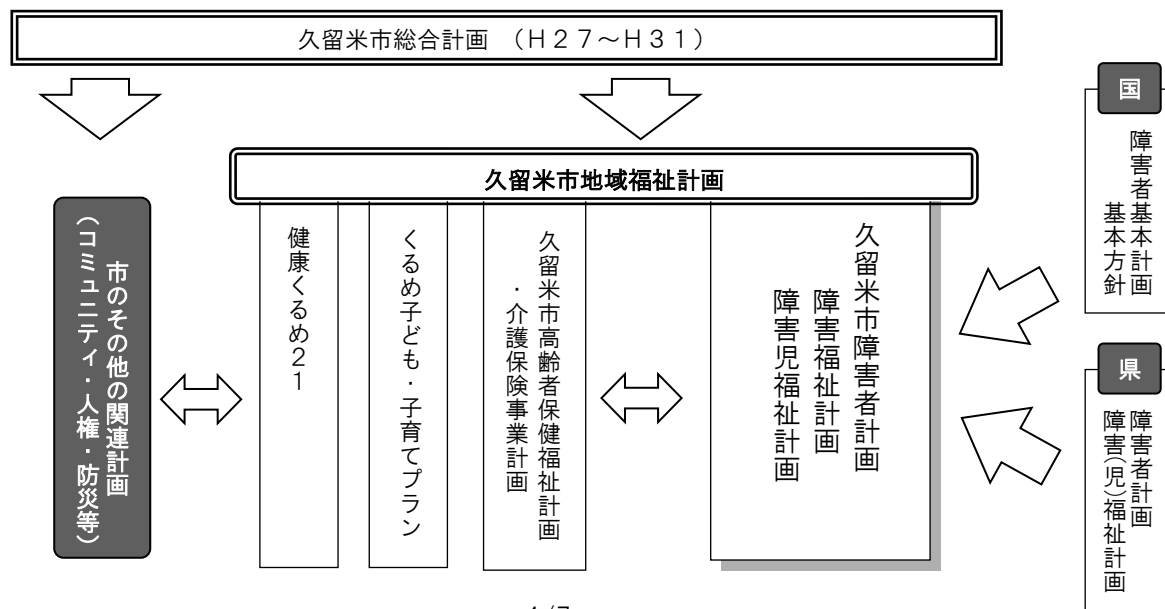
資料 8 **資料 9**

なお、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、国より示されている基本方針に即して策定を行う。 **資料 10**

(2) 計画の位置づけ（他の計画との関係）

「久留米市総合計画」をはじめ、福祉に係る他の分野の計画（高齢者・児童等）及び地域福祉計画との連携を図りながら策定する。

計画の位置づけ（イメージ）



(3) 計画の期間

①第3期久留米市障害者計画

平成30年度から平成35年度までの6年間

*障害者基本法の理念実現のためには、長期的かつ継続的な取り組みが必要となるが、近年の障害者を取り巻くめまぐるしい変化（様々な制度改正や環境変化など）等を勘案すると、中期的計画が望ましい。

*障害福祉計画及び障害児福祉計画と始期・終期を揃える（2期分）

*国の第4次基本計画（骨格案）では、平成30年度から平成34年度までの5年間としているが、国の動向を的確に第4期市計画に反映させるため、計画期間を1年延ばす。

②第5期久留米市障害福祉計画

平成30年度から平成32年度までの3年間

③第1期久留米市障害児福祉計画

平成30年度から平成32年度までの3年間

区分	H30	H31	H32	H33	H34	H35
障害者計画	基本理念、基本目標、施策毎の基本方針・最終目標					
	実施計画 年度目標	実施計画 年度目標	実施計画 年度目標	実施計画 年度目標	実施計画 年度目標	実施計画 年度目標
障害福祉計画 障害児福祉計画	第5期・第1期			第6期・第2期		

(4) 策定体制

計画の策定は、庁内組織で素案・原案の作成を行ったうえで、関係機関、当事者団体、当事者等で構成される外部組織による意見・評価を求めることを基本として進める（イメージ図）。

庁内組織は、次長級で構成される障害者計画等策定推進調整会議を中心として、上位機関を障害者計画等策定推進会議、実質的作業を担う障害者計画等策定推進担当者会議で構成する。各会議の設置・構成メンバーは、久留米市障害者計画等策定推進会議設置要綱に定める。 **資料 11**

外部組織としては、久留米市障害者地域生活支援協議会及び当該協議会に設置する障害者計画等策定検討部会（障害当事者及びその家族の市民公募委員を含む）とする。

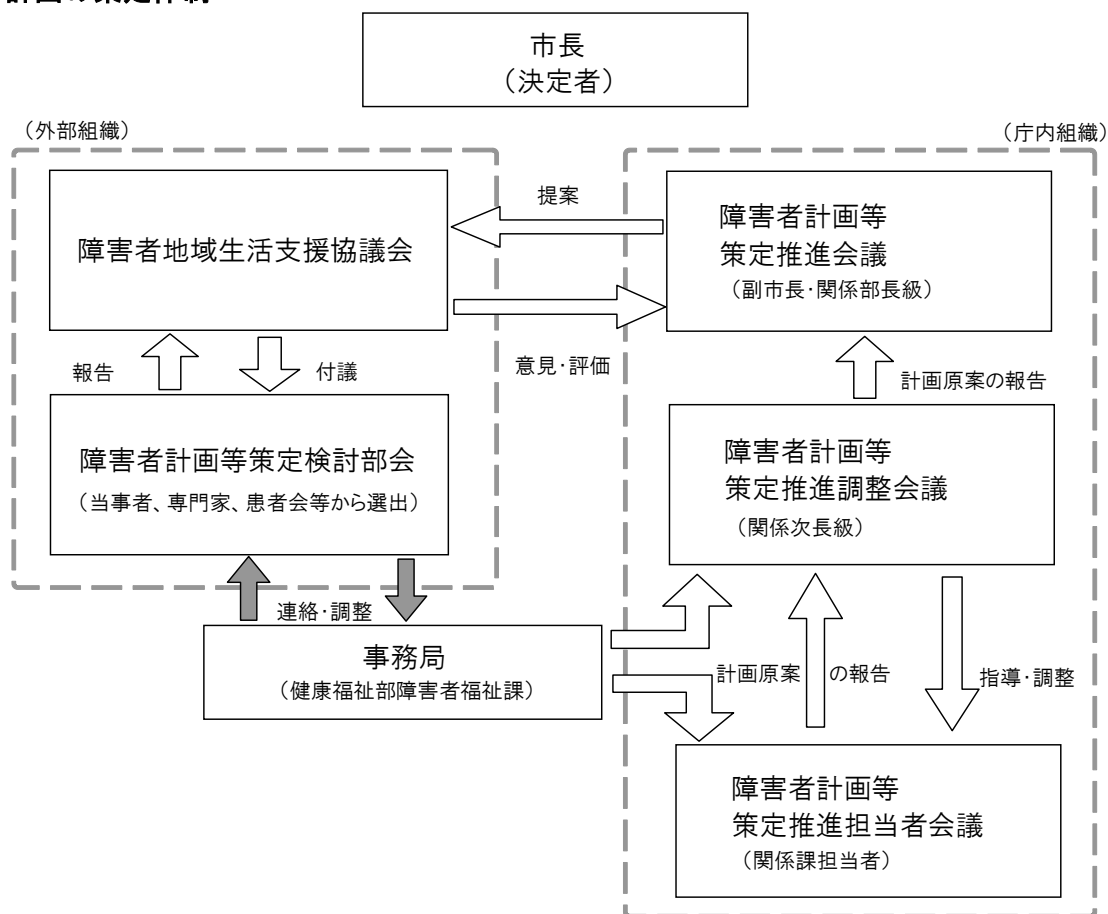
資料 12

自立支援協議会（久留米市地域生活支援協議会）

「障害者自立支援法（現在は「障害者総合支援法）」において、市町村が設置するよう努めなければならないとされた協議会。関係機関等により構成し、障害者等への支援の体制整備等の協議を行う。また、協議会を設置した市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。

久留米市では、設置要綱に基づき、平成19年度から設置しており、要綱において「協議会は、久留米市の市町村障害福祉計画の策定又は変更に際して、市長の求めに応じて意見を述べるものとする」と規定している。

計画の策定体制



(5) 策定手順

① 現計画の評価

次期計画策定の前提として、現計画の進捗状況の整理・評価を実施する。6月下旬に、現計画における施策を所管する各課に依頼。取りまとめ後、外部委員に提案を行う。

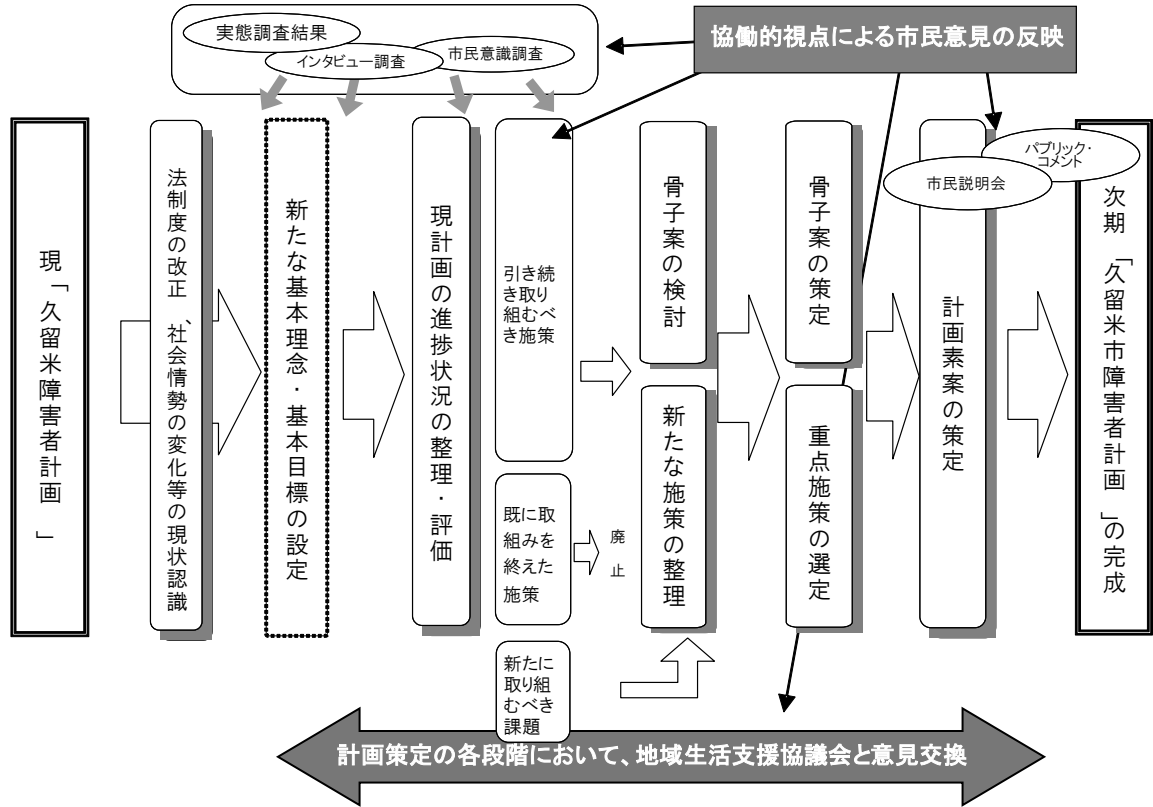
② 当事者、市民意見の反映

「障害者基本法」並びに「障害者総合支援法」において、「市町村は、市町村障害者計画を策定するにあたっては、あらかじめ、合議制の機関（協議会）の意見を聴くよう努めなければならない」とされている。

障害者その他の関係者の意見を聴き取るため、障害者団体、関係機関、当事者を構成委員とする障害者地域生活支援協議会と意見の交換を行いながら、計画策定を進める。

また、生活実態調査（H28年度実施済）、当事者団体、関係機関等に対するインタビュー調査、市民説明会におけるアンケート調査等を実施するなど、より多くの当事者や市民の意見が計画に反映できるように努める。

次期計画策定手順のイメージ図



③今後のスケジュール

計画策定の今後のスケジュールは、別紙のとおり **資料 13**

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成23年7月29日成立
平成23年8月5日公布

総則関係 (公布日施行)

1) 目的規定の見直し(第1条関係)

・ 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

2) 障害者の定義の見直し(第2条関係)

・ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事柄・制度・慣行・観念その他一切のもの)により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

3) 地域社会における共生等(第3条関係)

1)に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

・ 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
・ 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
・ 全て障害者は、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

4) 差別の禁止(第4条関係)

・ 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
・ 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
・ 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

5) 国際的協調(第5条関係)

・ 1)に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6) 国民の理解(第7条関係)/国民の責務(第8条関係)

・ 国及び地方公共団体は、3)から5)までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
・ 国民は、基本原則にのっとり、1)に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

7) 施策の基本方針(第10条関係)

・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
・ 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係 (公布日施行)

1) 医療、介護等(第14条関係)

・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2) 教育(第16条関係)

・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 等

3) 療育【新設】(第17条関係)

・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進 等

4) 職業相談等(第18条関係)

・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 等

5) 雇用の促進等(第19条関係)

・ 国、地方公共団体、事業者における雇用の促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6) 住宅の確保(第20条関係)

・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

7) 公共的施設のバリアフリー化(第21条関係)

・ 交通施設(車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。)その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等

8) 情報の利用におけるバリアフリー化等(第22条関係)

・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

9) 相談等(第23条関係)

・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等

10) 文化的諸条件の整備等(第25条関係)

・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

11) 防災及び防犯【新設】(第26条関係)

・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等

12) 消費者としての障害者の保護【新設】(第27条関係)

・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等

13) 選挙等における配慮【新設】(第28条関係)

・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

14) 司法手続における配慮等【新設】(第29条関係)

・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

15) 国際協力【新設】(第30条関係)

・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

障害者政策委員会等 (公布から1年以内に政令で定める日から施行)

国) 障害者政策委員会(第32～35条関係)

・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置(障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命)
・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等

地方) 審議会その他の合議制の機関(第36条関係)

・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加等

附則

検討(附則第2条関係)

・ 施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

【資料2】

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（概要）

【資料3】

趣旨

（平成28年5月25日成立・同年6月3日公布）

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う。

概要

1. 障害者の望む地域生活の支援

- (1) 施設入所支援や共同生活援助を利用していた者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービスを新設する（自立生活援助）
- (2) 就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービスを新設する（就労定着支援）
- (3) 重度訪問介護について、医療機関への入院時も一定の支援を可能とする
- (4) 65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用する場合に、障害者の所得の状況や障害の程度等の事情を勘案し、当該介護保険サービスの利用者負担を障害福祉制度により軽減（償還）できる仕組みを設ける

2. 障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応

- (1) 重度の障害等により外出が著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を提供するサービスを新設する
- (2) 保育所等の障害児に発達支援を提供する保育所等訪問支援について、乳児院・児童養護施設の障害児に対象を拡大する
- (3) 医療的ケアを要する障害児が適切な支援を受けられるよう、自治体において保健・医療・福祉等の連携促進に努めるものとする
- (4) 障害児のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、自治体において障害児福祉計画を策定するものとする

3. サービスの質の確保・向上に向けた環境整備

- (1) 補装具費について、成長に伴い短期間で取り替える必要のある障害児の場合等に貸与の活用も可能とする
- (2) 都道府県がサービス事業所の事業内容等の情報を公表する制度を設けるとともに、自治体の事務の効率化を図るため、所要の規定を整備する

施行期日

平成30年4月1日(2.(3)については公布の日(平成28年6月3日))

障害者虐待防止法の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

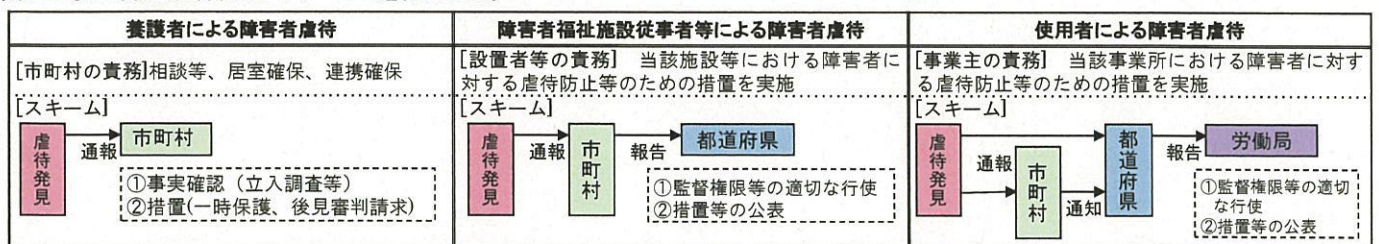
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加によって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。
 - 養護者による障害者虐待
 - 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
 - 使用者による障害者虐待
- 障害者虐待の類型は、次の5つ。(具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。)
 - 身体的虐待 (障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること)
 - 放棄・放置 (障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等)
 - 心理的虐待 (障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと)
 - 性的虐待 (障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること)
 - 経済的虐待 (障害者から不当に財産上の利益を得ること)

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類(障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等)に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律の概要

(平成24年6月20日成立、同6月27日公布)

1. 目的（第1条）

障害者就労施設、在宅就業障害者及び在宅就業支援団体（以下「障害者就労施設等」という。）の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進等を図り、もって障害者就労施設で就労する障害者、在宅就業障害者等の自立の促進に資する。

2. 国等の責務及び調達推進（第3条～第9条）

<国・独立行政法人等>

優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努める責務

基本方針の策定・公表（厚生労働大臣）

調達方針の策定・公表（各省各庁の長等）

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表等

<地方公共団体・地方独立行政法人>

障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努める責務

調達方針の策定・公表

調達方針に即した調達の実施

調達実績の取りまとめ・公表

3. 公契約における障害者の就業を促進するための措置等（第10条）

- ① 国及び独立行政法人等は、公契約について、競争参加資格を定めるに当たって法定雇用率を満たしていること又は障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮する等障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ② 地方公共団体及び地方独立行政法人は、①による国及び独立行政法人等の措置に準じて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4. 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供（第11条）

障害者就労施設等は、単独で又は相互に連携して若しくは共同して、購入者等に対し、その物品等に関する情報を提供するよう努めるとともに、当該物品等の質の向上及び供給の円滑化に努めるものとする。

5. その他（附則第1条～附則第3条）

(1) 施行期日

この法律は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 検討

政府は、以下の事項について、3年以内に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- ① 障害者就労施設等の物品等の質の確保等に関する支援及び情報提供の在り方
- ② 入札者が法定雇用率を満たしていること、障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していること等を評価して公契約の落札者を決定する方式の導入

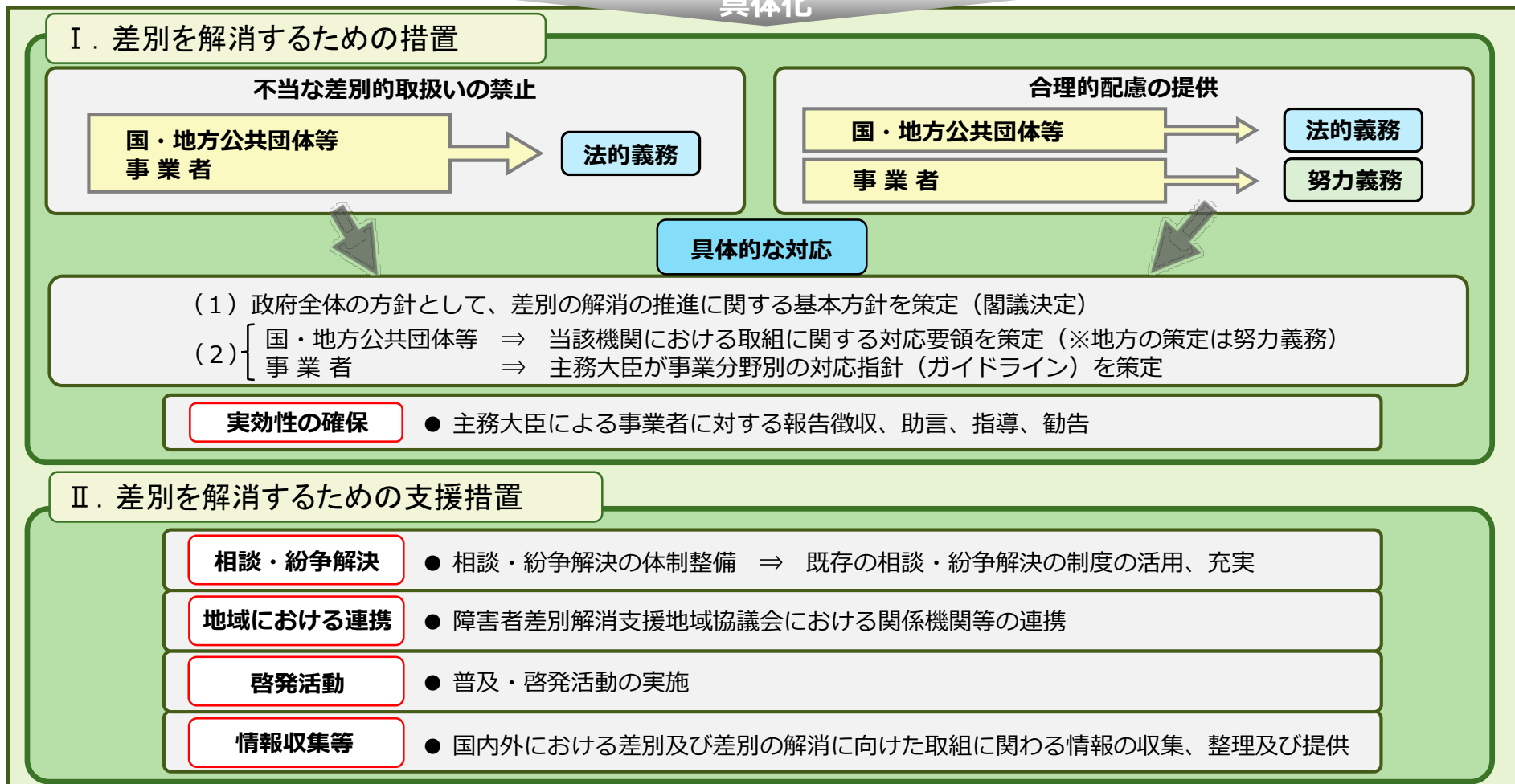
(3) 税制上の措置

国は、租税特別措置法で定めるところにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るために必要な措置を講ずるものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法 <平成25年法律第65号>）の概要 【資料6】

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

具体化



障害者基本計画(第4次)の策定に当たっての基本的考え方(案)

1. 障害者基本計画(第4次)の位置付け

位置付け：障害者基本法に基づき策定される、政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成30(2018)年度から34(2022)年度までの5年間

2. 障害者基本計画(第4次)の背景

背景①：障害者権利条約の批准 ⇒ 分野横断的な課題と指摘される**性別等への配慮**や**統計**を含め、条約との整合性確保が必要
背景②：障害者差別解消法の施行 ⇒ 差別の解消に向けた社会的障壁の除去のため、**アクセシビリティ**の一層の向上が必要
背景③：2020東京パラリンピックの開催決定 ⇒ 先進的な取組を世界に示せるよう、世界の範となる障害者施策の実現が必要

課題①：アクセシビリティの向上

- 社会的障壁の除去のため、**障害者のアクセシビリティ向上の環境整備が重要**
- 社会のあらゆる場面で**アクセシビリティ向上の視点を取り入れる**ことを通じ、社会全体で強力に取組を推進

課題②：性別、年齢による複合的困難への配慮

- 障害のある女性や障害のある子供は**複合的困難な状況**に置かれる場合がある
- 複合的困難に直面する障害者に対する**きめ細かい配慮が求められている**ことを踏まえて障害者施策を策定・実施

課題③：統計・PDCAサイクルの充実

- “Evidence Based Policy”の観点から障害当事者の**実態把握**を適切に行うため必要なデータ収集や**統計の充実が必要**
- PDCAサイクルを構築・着実に実行し、障害者施策の**不断の見直し**を行っていく

3. 各分野に共通する横断的視点

(1)障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保

(2)社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

(3)当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

(4)障害特性等に配慮したきめ細かい支援

(5)性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援

(6)PDCAサイクル等を通じた実効性ある取組の推進

4. 命の大切さ等に係る国民の理解促進

「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、国民の理解促進に努める。

第2期久留米市障害者計画と国第4次障害者基本計画（案）の構成比較

第2期 久留米市障害者計画			国 第4次障害者基本計画（案）	
基本目標	分野	施策区分	分野	施策の基本的な方向
壁をなくして生きていくために	1 啓発・広報	(1) ノーマライゼーションの意識啓発の充実【重点施策】 (2) 情報バリアフリーの推進【重点施策】 (3) ボランティアなどの育成・活動促進	1. 安全・安心な生活環境の整備	(1) 住宅の確保 (2) 移動しやすい環境の整備等 (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
	2 生活環境	(4) 障害者にやさしいまちづくりの推進	2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2) 情報提供の充実等 (3) 意思疎通支援の充実 (4) 行政情報のアクセシビリティの向上
安全と安心のために	3 権利擁護	(1) 権利擁護・相談支援体制の確立	3. 防災、防犯等の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 復興の推進 (3) 防犯対策の推進 (4) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済
	4 防災・防犯	(2) 防災・防犯対策の推進【重点施策】	4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	(1) 権利擁護の推進、虐待の防止 (2) 障害を理由とする差別の解消の推進
支援が必要な子どもの発達支援と教育の充実のために	5 療育・保育	(1) 健康相談の充実 (2) 切れ目のない療育・教育体制の確立【重点施策】 (3) 療育の充実	5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 意思決定支援の推進 (2) 相談支援体制の構築 (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4) 障害のある子供に対する支援の充実 (5) 障害福祉サービスの質の向上等 (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保
	6 教育・育成	(4) 学校教育の充実 (5) 社会教育の充実	6. 保健・医療の推進	(1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保 (5) 難病に関する保健・医療施策の推進 (6) 障害の原因となる疾病等の予防・治療
自立して暮らし続けるために	7 雇用・就労	(1) 一般就労の促進 (2) 福祉的就労の充実 (3) 就労支援の充実	7. 行政等における配慮の充実	(1) 司法手続等における配慮等 (2) 選挙等における配慮等 (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等 (4) 国家資格に関する配慮等
	8 生活支援	(4) 住まいの確保と居住支援の充実【重点施策】 (5) 在宅福祉サービスなどの充実【重点施策】 (6) 外出支援の充実 (7) 生活安定施策の充実	8. 雇用・就業、経済的自立の支援	(1) 総合的な就労支援 (2) 経済的自立の支援 (3) 障害者雇用の促進 (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保 (5) 福祉的就労の底上げ
	9 医療・保健	(8) 保健サービスの充実 (9) 医療サービスの充実	9. 教育の振興	(1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教育環境の整備 (3) 高等教育における障害学生支援の推進 (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実
生きがいを持って自分らしく生きるために	10 日中活動	(1) 日中活動の促進	10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進
	11 社会活動	(2) スポーツ・文化活動への参加促進 (3) 地域活動や国内外交流の促進	11. 国際協力の推進	(1) 国際社会に向けた情報発信の推進等 (2) 国際的枠組みとの連携の推進 (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進

※ ---▶ は関連する項目を結んでいます。

※国の施策の網掛け部分は、内容としては既に久留米市の現行計画に含まれているものがほとんどですが、今回の国計画の方向性との関連で、新たに施策としての展開（項目の立ち上げ）を検討する必要があるものです。

第5期障害福祉計画に係る国の基本指針の見直しについて 【資料10】

1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。今年度中に新たな指針を示す。
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」を策定。次期計画期間はH30～32年度

2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・ 地域における生活の維持及び継続の推進
- ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・ 就労定着に向けた支援
- ・ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

3. 成果目標(計画期間が終了するH32年度末の目標)

① 施設入所者の地域生活への移行

- ・ 地域移行者数: H28年度末施設入所者の9%以上
- ・ 施設入所者数: H28年度末の2%以上削減
- ※ 高齢化・重症化を背景とした目標設定

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築【項目の見直し】

- ・ 保健・医療・福祉関係者による協議の場(各圏域、各市町村)の設置
- ・ 精神病床の1年以上入院患者数: 14.6万人～15.7万人に
(H26年度末の18.5万人と比べて3.9万人～2.8万人減)
- ・ 退院率: 入院後3ヵ月 69%、入院後6ヵ月84%、入院後1年90%
(H27年時点の上位10%の都道府県の水準)

③ 地域生活支援拠点等の整備

- ・ 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ整備

4. その他の見直し

- ・ 障害者虐待の防止、養護者に対する支援
- ・ 発達障害者支援の一層の充実
- ・ 難病患者への一層の周知
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 意思決定支援、成年後見制度の利用促進の在り方

④ 福祉施設から一般就労への移行

- ・ 一般就労への移行者数: H28年度の1.5倍
- ・ 就労移行支援事業利用者: H28年度の2割増
- ・ 移行率3割以上の就労移行支援事業所: 5割以上
- ※ 実績を踏まえた目標設定
- ・ 就労定着支援1年後の就労定着率: 80%以上(新)

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等【新たな項目】

- ・ 児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- ・ 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・ 医療的ケア児支援の協議の場(各都道府県、各圏域、各市町村)の設置(H30年度末まで)

久留米市障害者計画等策定推進会議設置要綱

(設置目的)

第1条 久留米市における障害者に関する基本的かつ総合的な施策の指針となる久留米市障害者計画及び久留米市障害福祉計画（以下「障害者計画等」という。）の策定にあたり、原案の策定に係る市行政内部における連絡調整を図るため、次の組織を設置する。

- (1) 久留米市障害者計画等策定推進会議（以下「推進会議」という。）
- (2) 久留米市障害者計画等策定推進調整会議（以下「調整会議」という。）
- (3) 久留米市障害者計画等策定担当者会議（以下「担当者会議」という。）

(推進会議)

第2条 推進会議は障害者計画等の策定について調整会議の報告をもとに原案の検討を行う。

- 2 推進会議の委員は別表1の職にあるものをもって構成する。
- 3 推進会議に会長及び副会長を置く。
- 4 推進会議の会長は健康福祉部を所管する副市長をもって充て、副会長は健康福祉部長をもって充てる。
- 5 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 推進会議は会長が招集し、主宰する。

(調整会議)

第3条 調整会議は、次に掲げる事項について審議及び調整を行い、推進会議に報告を行う。

- (1) 障害者計画等の原案策定に関すること
 - (2) 障害者計画等策定に関する関係各部の連携の確保、連絡調整に関すること
 - (3) 担当者会議の指導に関すること
 - (4) その他、目的達成に必要と認められる事項に関すること
- 2 調整会議の幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
 - 3 調整会議に代表及び副代表を置く。
 - 4 調整会議の代表は健康福祉部次長をもって充て、副代表は総合政策部総合政策課長をもって充てる。
 - 5 調整会議は代表が招集し、主宰する。

(担当者会議)

第4条 担当者会議は、専門的事項及び各部横断的な事項に関し、調査、研究及び検討作業を行い、障害者計画等の素案の検討を行う。

2 担当者会議は、別表3に掲げる担当課等の職員をもって構成する。

3 担当者会議に代表を置き、障害者福祉課長をもって充てる。

4 担当者会議の会議は、議題に応じ、第2項に規定する者の中から代表が指名する者をもって構成する。

(関係部局の協力)

第5条 関係各部局は、障害者施策の効果的かつ円滑な推進を図るため、推進会議、調整会議及び担当者会議の任務遂行に積極的に参加、協力するものとする。

(庶務)

第6条 推進会議、調整会議及び担当者会議の事務局は、健康福祉部障害者福祉課に置く。

(その他)

第7条 推進会議、調整会議及び担当者会議は、障害者計画等の策定をもって解散する。

附 則

この要綱は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月1日から施行する。

別表 1

会 長	健康福祉部を所管する副市長
副会長	健康福祉部長
委 員	総合政策部長 総務部長 協働推進部長 市民文化部長 保健所長 子ども未来部長 環境部長 農政部長 商工観光労働部長 都市建設部長 田主丸総合支所長 北野総合支所長 城島総合支所長 三潁総合支所長 上下水道部長 教育部長 久留米広域消防本部消防長

別表 2

代 表	健康福祉部次長
副代表	総合政策部総合政策課長
幹 事	総務部次長 協働推進部次長 市民文化部次長 健康福祉部保健所次長 子ども未来部次長 環境部次長 農政部次長 商工観光労働部次長 都市建設部次長 田主丸総合支所次長 北野総合支所次長 城島総合支所次長 三潁総合支所次長 上下水道部次長 教育部次長 久留米広域消防本部次長

別表 3

代 表	障害者福祉課長	
	<p>総合政策部広報課 総務部情報政策課 総務部人事厚生課 総務部人材育成課 総務部契約課 協働推進部協働推進課 協働推進部地域コミュニティ課 協働推進部安全安心推進課 協働推進部広聴・相談課 協働推進部消費生活センター 協働推進部人権啓発センター 市民文化部市民税課 市民文化部資産税課 市民文化部文化振興課 市民文化部生涯学習推進課 市民文化部体育スポーツ課 市民文化部中央図書館 健康福祉部地域福祉課 健康福祉部健康保険課 健康福祉部医療・年金課 健康福祉部障害者福祉課 健康福祉部長寿支援課 健康福祉部介護保険課 健康福祉部保健所保険予防課 健康福祉部保健所健康推進課</p>	<p>子ども未来部子ども政策課 子ども未来部幼児教育研究所 環境部施設課 農政部農政課 商工観光労働部商工政策課 商工観光労働部企業誘致推進課 商工観光労働部観光・国際課 商工観光労働部労政課 都市建設部防災対策課 都市建設部建築指導課 都市建設部住宅政策課 都市建設部公園緑化推進課 都市建設部交通政策課 都市建設部道路整備課 教育部学校施設課 教育部学校教育課 教育部教育センター 議会事務局議事調査課 選挙管理委員会事務局 久留米広域消防本部予防課 久留米広域消防本部情報指令課</p>

久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第89条の3に基づき、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）が、相互の連携を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、久留米市障害者地域生活支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域の関係機関によるネットワーク構築、課題の情報共有に関すること。
- (2) 相談支援事業者のうち、市から委託を受けた事業者に対する運営評価に関すること。
- (3) その他、地域における障害者等への支援体制の整備に関すること。

2 協議会は、障害者総合支援法第88条第8項に基づき、久留米市の市町村障害福祉計画の策定又は変更に際して、市長の求めに応じて意見を述べるものとする。

(委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員をもって構成する。

2 委員は、障害者等の福祉に関する関係団体等に属する者から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員が前条の関係団体等に属しなくなったときは、その任が解かれるものとする。

3 委員は再任できるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が召集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要あるときは委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第8条 削除

(部会)

第9条 協議会は、部会を置くことができる。

- 2 部会は、協議会が指定する事項について検討する。
- 3 部会の委員は、関係機関等に属する者及び市民から選出された者（以下「公募者」という。）を市長が委嘱する。
- 4 部会の委員の任期は、2年以内で部会の目的を達するに必要な期間とする。
- 5 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長は、会務を総括し、部会での検討結果を協議会に報告する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 8 第4条第2項及び第3項並びに第6条の規定は、部会に準用する。ただし、部会の委員が公募者の場合は、第4条第2項の規定は適用しない。

（守秘義務）

第10条 協議会及び専門部会（以下「協議会等」という。）の委員等は、障害者等及びその家族の個人情報の保護に万全を期すものとし、協議会等において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。協議会等の委員等を退いた後も同様とする。

（事務）

第11条 協議会等の事務は、久留米市及び基幹相談支援センター運營業務受託事業者において処理する。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

（任期の特例）

- 2 この要綱の施行後初めて委嘱される協議会等の委員等の任期は、第4条第1項、第8条第6項及び第9条第7項の規定に関わらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

（専門部会に関する経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の久留米市障害者自立支援協議会設置要綱（以下「旧要綱」という。）第9条第1項の規定により設置している専門部会は、この要綱による改正後の久留米市障害者地域生活支援協議会設置要綱（以下「新要綱」という。）第9条第1項の規定により設置された部会とみなす。

- 3 この要綱の施行の際現に旧要綱第9条3項の規定により専門部会の委員として委嘱されているものは、新要綱第9条第3項の規定により前項の部会の委員として委嘱されたものとみなす。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

久留米市障害者地域生活支援協議会 障害者計画策定等検討部会

任期：平成29年8月1日～平成30年3月31日

	選出団体	氏名
1	久留米大学	片岡 靖子
2	事業者協議会(障害者部会)	加藤 さよ子
3	障害者支援施設協議会	原口 頼人
4	事業者協議会(訪問看護部会)	二田佳支子
5	私立幼稚園協会	早川 成
6	久留米商工会議所	脇邑 俊哉
7	民生委員児童委員協議会	綾部 章子
8	権利擁護支援センター	森高 清一
9	社会福祉協議会	漆原 数弥
10	東部基幹相談支援センター	竹下 知宏
11	北部基幹相談支援センター	藤井 誠
12	作業所連絡会	古川 克介
13	身体障害者福祉協会	酒井 良実
14	聴覚障害者協会	秋山 辰男
15	手をつなぐ育成会	渡邊 健蔵
16	精神障害者地域家族会	尾花 亮
17	発達障害児の親の会	金子みゆき
18	くるめ出逢いの会	津野 稔一
19	公募	清竹 和夫
20	公募	城島 朋子
21	公募	宮本 富美代
22	公募	田中 千尋
23	公募	樋口 彩夏
24	公募	松尾 博子

敬称略

第3期久留米市障害者計画・第5期久留米市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画 策定スケジュール案(平成29年度)

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
全体の流れ	プロポーザル実施等 に係る部内協議・調整	プロポーザル企画 受付	プレゼン 事業所 契約	打合せ	インタビュー調査	福祉計画推計 作業	計画原案作成	第2回市民説明会	パブコメの実施			市長説明 市長決裁
議会対応		教民委 ・実態調査の結果報告					教民委(所管事務調査) ・計画骨子案の説明			教民委 ・計画案の報告		
推進会議 (部長級)					【第1回】 ・計画策定の概要 ・実態調査の結果報告		【第2回】 ・計画骨子案の報告 ・パブコメ事前説明			【第3回】 ・パブコメ結果報告 ・計画最終案の説明		
推進調整会議 (次長級・課長級)					【第1回】 ・計画策定の概要 ・現行計画の進捗状況、評価を報告 ・現行計画の評価検討 ・計画素案の作成依頼	【第2回】 ・計画素案の検討 重点施策の検討	【第3回】 ・市民意識調査結果報告 ・計画骨子案の検討 ・パブコメ事前説明 ・自立支援協議会の意見の	【第4回】 ・計画原案の検討		【第5回】 ・パブコメ結果報告 ・計画最終案検討		
推進担当者会議 (関係課担当者)					【1回】 ・計画策定の概要 ・現行計画の進捗状況、評価を報告 ・個別施策の見直し、新規個別施策 作成依頼		・地域生活支援協議会意見を踏まえた施策の見直し作業を適宜依頼			・最終案の確認を依頼		
地域生活支援協議会 (検討部会)			広報紙、HPIに掲載		【第1回】 ・計画策定の概要 ・実態調査の結果 報告	【第2回】 ・計画素案案に対する意見 ・重点施策に対する意見	【第3回】 ・市民意識調査結果報告 ・計画骨子・原案策定に対する評 価・意見 ・パブコメ事前説明	【第4回】 ・計画原案への評 価・意見	【第5回】 ・パブコメ結果報告 ・計画最終案報告			
地域生活支援協議会 (全体会議)					【第1回】						【第2回】 計画最終案報告	

計画の完成

※ここでは意見聴取という形にして、ここで出た意見への対応については事務局(若しくは部会長)に一任してもらう。